

# 第一次琴浦町総合計画

## 基本計画（後期計画）

（平成24年度～平成28年度）

平成24年3月

琴 浦 町

## 目 次

I	第一次琴浦町総合計画基本計画（後期計画）の概要 …	1～5
	計画策定の趣旨 ……………	1
	計画の期間 ……………	2
	町民アンケート調査実施結果 ……………	3
	人口・高齢化率の推移 ……………	4
	産業別就業者の推移 ……………	5
II	計画事業 ……………	6～63
	基本施策1 未来をひらく地域産業のまちづくり	
	主要施策 1 農林水産業の振興 ……………	6～11
	主要施策 2 商工業の振興 ……………	12
	主要施策 3 観光振興対策 ……………	13～15
	主要施策 4 雇用対策 ……………	15
	基本施策2 自然と共に生きる環境のまちづくり	
	主要施策 1 道路の整備 ……………	16
	主要施策 2 公共交通対策 ……………	16～17
	主要施策 3 市街地（町並み）の整備 ……………	17
	主要施策 4 地域情報化対策 ……………	18
	主要施策 5 住宅・住環境の整備 ……………	18～19
	主要施策 6 公園・緑地の整備 ……………	20
	主要施策 7 上水道・下水道の整備 ……………	20～21
	主要施策 8 環境衛生とリサイクル対策の充実 ……………	21～22
	主要施策 9 防災・消防・救急・国民保護体制の充実 ……	22～24
	主要施策 10 交通安全・防犯体制の充実 ……………	24～25
	主要施策 11 自然・歴史的環境の保全 ……………	25～26
	主要施策 12 治山・治水・海岸保全と港湾・海岸整備 ……	26～28
	主要施策 13 地球温暖化対策の推進 ……………	28～29
	主要施策 14 国土調査事業の推進 ……………	29

### 基本施策 3 健やかで思いやりのあるまちづくり

#### ～ 1) 保健、医療、福祉の充実 ～

主要施策 1	保健・医療の充実	30～33
主要施策 2	地域福祉の充実	33～34
主要施策 3	高齢者の生きがい対策、福祉の充実	35～37
主要施策 4	児童福祉・子育て支援対策の充実	37～40
主要施策 5	障がい者（児）福祉の充実	40～41
主要施策 6	母子・父子福祉の充実	42

#### ～ 2) 人権意識の高揚 ～

主要施策 7	人権意識の高揚	43～46
--------	---------	-------

### 基本施策 4 誇り高く心豊かな人を育むまちづくり

主要施策 1	幼児教育の充実	47
主要施策 2	学校教育の充実	48～51
主要施策 3	生涯学習の充実	51～54
主要施策 4	人権・同和教育の充実	54～55
主要施策 5	地域文化の振興	55～57
主要施策 6	スポーツ・レクリエーションの振興	57

### 基本施策 5 住民が自らつくる活力あるまちづくり

主要施策 1	住民参画・地域活動の推進	58～59
主要施策 2	男女共同参画社会の推進	59～60
主要施策 3	国際・国内交流の推進	60～61
主要施策 4	行財政運営の効率化	62～63

## III 第一次琴浦町総合計画基本計画（後期計画）における

数値目標	64～74
------	-------

IV 琴浦町普通会計財政推計	75～79
----------------	-------

# I 第一次琴浦町総合計画基本計画（後期計画）の概要

## 1. 計画策定の趣旨

本町は平成19年3月、第一次琴浦町総合計画基本構想（以下、「基本構想」という）及び基本計画（前期計画）（以下、「前期計画」という）を策定し、「自然と調和した住みよい環境のまち（生活環境）」「希望に満ち健やかに笑顔広がるまち（人のこころ）」「誇り高くみんなで作る共生のまち（地域社会連携）」を基本理念に掲げ、町の将来像「自然と歴史が調和した心豊かなふるさと未来」の実現に向けたまちづくりを推進してきました。

第一次琴浦町総合計画基本計画（後期計画）（以下、「後期計画」という）は、この基本構想の実現を目指して、前期計画をベースに置きながら前期計画の検証を踏まえ、今後5年間の総合的・計画的な町政運営の指針として策定したものです。

後期計画においては、こうした考え方に基づいて、基本構想で定めた5つの基本施策ごとの目標とその実現のための主要施策・主要事業及び具体的方策を示しました。具体的方策の実施にあたっては、平成23年10月に実施した町民アンケート調査の結果を参考にしながら、以下の10項目を重点的な取組みの方針とします。

### 【重点的な取組みの方針】

- ① 町民が魅力を感じて安心して働くことができるような産業基盤を整備するため、雇用創出、産業振興、企業誘致を推進する取組みであること。
- ② 災害に強い地域づくり、安全に暮らせる環境づくりが図られる取組みであること
- ③ 安心して子育てができるとともに、未来を担う子どもたちの幸福につながる取組みであること。
- ④ だれもが生涯にわたり暮らしやすく、人権が尊重される取組みであること。
- ⑤ 町民が主体的に町政に参画する、協働性を重んじる取組みであること。
- ⑥ 徹底的な見直しを行って無駄を省き、効率化を図る取組みであること。
- ⑦ 有意義な未来への投資に積極的に対応する取組みであること。
- ⑧ 地域の資源を活かし、新しい価値を創造する取組みであること。
- ⑨ 琴浦町ならではの、独自の施策を生み出す取組みであること。
- ⑩ 琴浦町の持つ可能性を活かし、町民の知恵と力を結集させることにより持続可能な地域を作るための取組みであること。

前期計画の策定段階では、明確な数値目標を示していませんでしたが、後期計画の策定段階から、主要事業ごとに可能な限り数値目標を設定しました。設定した目標の達成状況を把握することによって、事業の進行管理にも役立つ目標管理型の計画としました。

そのため、後期計画では毎年、進捗状況の把握を行います。この結果によっては、事業の見直しが発生する場合も考えられます。

## 2. 計画の期間

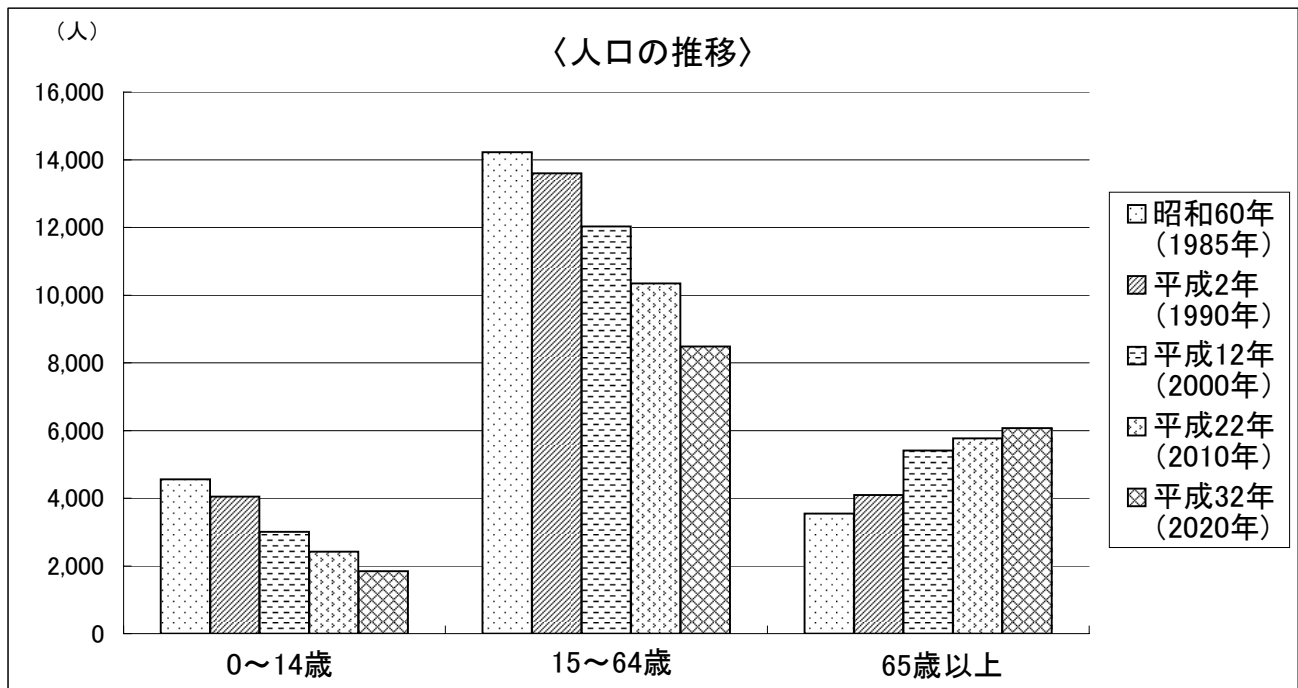
後期計画の計画期間は、2012(平成24)年度から2016(平成28)年度までの5年間とし、目標年度は基本的に2016(平成28)年度としています。

■町民アンケート調査結果(平成23年10月実施)

	分類	満足度平均点	重要度平均点	満足度平均点ランク	重要度平均点ランク	重要度得点-満足度得点	重要度得点-満足度得点ランク	
								項目
雇用の確保	分類1	-1.03	1.60	46	4	2.64	1	
道路や歩道の除雪・排雪		-0.69	1.66	44	2	2.34	2	
企業誘致や企業活動の支援		-0.73	1.33	45	17	2.06	3	
危険箇所の安全対策		-0.20	1.48	38	10	1.67	5	
自然災害などに対する防災体制		-0.10	1.55	35	5	1.65	6	
町の行財政改革及び運営の効率化		-0.24	1.25	41	20	1.50	7	
住民要望の町政への反映		-0.23	1.26	40	19	1.49	8	
子どもを生み育てる環境や支援策		0.00	1.49	30	9	1.48	9	
農林業の振興		-0.19	1.24	37	21	1.43	10	
地域における防犯対策		0.05	1.45	26	11	1.40	12	
病院・診療所などの地域医療		分類2	0.33	1.73	9	1	1.40	11
児童・生徒の教育			0.27	1.54	13	6	1.26	13
障がい者(児)の生活支援	0.11		1.35	25	16	1.24	14	
青少年の健全育成	0.20		1.30	20	18	1.10	21	
町からの情報公開制度	0.13		1.21	24	22	1.08	22	
高齢者の見守り、介護、福祉	0.38		1.43	6	12	1.05	24	
騒音・振動・悪臭などの公害防止	0.15		1.20	23	23	1.05	25	
町道など生活道路の整備	0.32		1.35	11	15	1.04	26	
交通安全対策	0.36		1.38	8	14	1.02	27	
消防・救急体制	0.63		1.62	3	3	0.99	28	
上水道・下水道の整備	0.47		1.39	5	13	0.91	32	
ごみの収集・リサイクル	0.63		1.50	2	7	0.87	34	
健康づくりや病気の予防	0.63		1.49	1	8	0.86	35	
中心市街地のにぎわいづくり	分類3		-0.58	1.18	43	24	1.76	4
地域公共交通(JR、バス)の利用のしやすさ			-0.04	1.16	32	25	1.20	15
風力発電、太陽光発電など再生利用が可能な自然エネルギーの活用		-0.02	1.14	31	27	1.16	16	
近畿圏への交通(スーパーはくと号や高速バスなど)の利便性		-0.22	0.93	39	38	1.15	17	
町政への住民参画		-0.06	1.08	33	31	1.14	18	
水産業の振興		0.02	1.15	27	26	1.14	19	
自然と歴史を生かした観光のまちづくり		-0.08	1.04	34	34	1.12	20	
二酸化炭素削減など地球温暖化対策		0.02	1.08	28	32	1.06	23	
新たな観光地の整備		-0.30	0.66	42	45	0.96	29	
市街地の整備やまちの景観の向上		-0.13	0.81	36	40	0.94	31	
公園・緑地の整備	0.02	0.77	29	43	0.75	38		
自然環境の保全	分類4	0.16	1.12	22	29	0.96	30	
人権尊重のまちづくり		0.22	1.13	18	28	0.91	33	
男女が等しく社会参加できる環境づくり		0.17	1.01	21	35	0.85	36	
生涯学習の情報や学習機会の提供		0.28	1.09	12	30	0.81	37	
元気な高齢者の社会参加の促進		0.38	1.08	7	33	0.70	39	
町民ボランティア活動の育成・支援		0.25	0.95	15	37	0.70	40	
町内会活動などのコミュニティ活動		0.21	0.87	19	39	0.66	41	
文化財や史跡の伝承・保存		0.32	0.96	10	36	0.64	42	
芸術・文化活動の促進		0.24	0.79	17	42	0.56	43	
国際交流・国内交流		0.25	0.68	14	44	0.42	44	
スポーツ・レクリエーション活動の推進		0.48	0.81	4	41	0.32	45	
公営住宅の整備		0.24	0.52	16	46	0.28	46	
各分野の平均			0.07	1.19			1.12	

(注)アンケート調査では琴浦町での暮らしについて、上記46項目について現在の満足度と重要度を尋ねました。調査結果を分析して以下の4つに分類しました。  
 分類1 重要度は高いが満足度は低い／分類2 重要度、満足度ともに高い／分類3 重要度、満足度ともに低い／分類4 重要度は低いが満足度は高い  
 調査結果の分析方法は以下の通りです。  
 5段階の評価を次のように得点化し、平均値を算出して「満足度×重要度」マトリクスを作成した。  
 満足度：「満足」=2点 「やや満足」=1点 「やや不満」=-1点 「不満」=-2点 「わからない」=0点  
 重要度：「重要である」=2点 「やや重要である」=1点 「あまり重要でない」=-1点 「重要でない」=-2点 「わからない」=0点  
 マトリクス上の区分線は、問の全項目の満足度と重要度の平均値から、さらに平均値を算出している。

## ■人口・高齢化率の推移

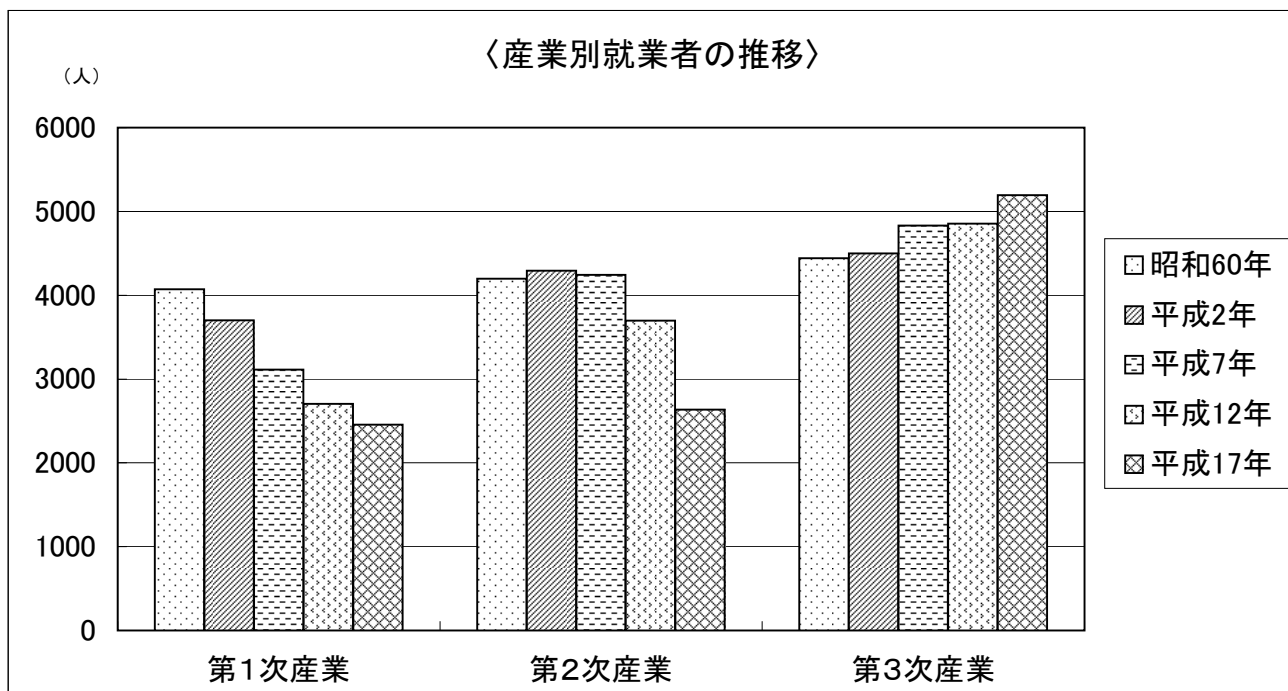


年次 区分	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成12年 (2000年)	平成22年 (2010年)	平成32年 (2020年)
総人口 (人)	22,326	21,736	20,442	18,529	16,405
0～14歳 (人)	4,555	4,044	3,003	2,418	1,847
15～64歳 (人)	14,221	13,599	12,024	10,341	8,483
65歳以上 (人)	3,550	4,093	5,410	5,770	6,075
高齢化率 (%)	15.9	18.8	26.5	31.1	37.0

資料：平成17年までは総務省国勢調査、平成22年は総務省国勢調査速報値、平成32年の推計値は「日本の市区町村別将来推計人口」（平成20年12月推計/国立社会保障・人口問題研究所）

（注）年齢不詳が平成12年には5人、平成17年には2人あり、総人口と年齢3区分別人口の合計とは一致しません。

## ■産業別就業者の推移



区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	就業者 (人)	構成比 (%)	就業者 (人)	構成比 (%)	就業者 (人)	構成比 (%)	就業者 (人)	構成比 (%)	就業者 (人)	構成比 (%)
総人口	22,326		21,736		21,184		20,442		19,499	
就業者合計	12,719	100.0	12,494	100.0	12,188	100.0	11,257	100.0	10,345	100.0
第1次産業	4,072	32.0	3,700	29.6	3,114	25.5	2,705	24.0	2,455	23.7
第2次産業	4,198	33.0	4,294	34.4	4,243	34.8	3,696	32.8	2,635	25.5
第3次産業	4,441	34.9	4,500	36.0	4,831	39.6	4,855	43.1	5,194	50.2

資料：総務省国勢調査

(注) 平成22年については国勢調査速報値が公表されていないため掲載していません。

この表では「分類不能」が含まれていないため、各産業就業者の計と就業者合計とは一致しません。

「分類不能」が、平成12年には1人、平成17年には61人あります。

構成比の数値は就業者合計に対する割合です。



## Ⅱ 計画事業

### 基本施策 1 未来をひらく地域産業のまちづくり

#### 主要施策 1 農林水産業の振興

##### 主要事業 1-1 畜産果樹野菜振興対策事業

具体的方策	全国有数の特産化を目指して畜産・果樹・野菜生産振興対策を推進します。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
1-①	<b>農林漁業振興対策事業(平成24年度～28年度)</b>
目的	農林漁業振興のためのさまざまな問題について、関係機関で有効な対策等を協議し、農林漁業振興に役立てます。
概要	農林漁業を取り巻くさまざまな問題に対し、農林漁業関係団体が連携を図り、農林漁業振興に向けた対応を促進します。 振興の問題解決に向けて、琴浦町農林水産業活性化研究会で具体的な項目の検討を行います。特に、町内に一次加工または二次加工(※)施設の設置に向けた検討を行います。
1-②	<b>畜産振興対策事業(平成24年度～28年度)</b>
目的	畜産業の振興を図るため、関係機関と連携し、経営の高度化と技術向上を推進します。
概要	優良品種の導入、飼育管理技術の指導等により家畜の個体能力の向上を図り、安定した畜産経営を目指します。 また、家畜伝染病対策(口蹄疫、鳥インフルエンザ対策)として防除対策を進めます。
1-③	<b>果樹振興対策事業(平成24年度～28年度)</b>
目的	果樹の経営安定と産地維持を図るため、関係機関と連携し、新技術・品種を導入し、果樹生産基盤を充実させます。
概要	果樹(梨、ぶどう)共済掛金の負担軽減を行い、共済加入を推進し、災害等の場合の経営安定を図ります。 また、新品種等の苗木植栽に対する助成を行い、新たな産地づくりを目指します。 東伯・赤碕選果場統合後の「琴浦梨」のブランド化に向けた、PR活動を図ります。
1-④	<b>野菜振興対策事業(平成24年度～28年度)</b>
目的	野菜の経営安定と産地維持を図るため、関係機関と連携して、農産物の価格安定が確保できるように取り組みます。
概要	野菜生産者の経営安定と産地維持を図るため、ブロッコリー、白ねぎ、ミニトマト、春キャベツの価格が著しく低落した際に、生産者に対し価格差補給金の交付を行います。

1-⑤	有害鳥獣対策事業(平成24年度～28年度)
目的	有害鳥獣から農作物への被害を防止し、安定的な農業生産ができるよう地域全体での取組みを促進します。
概要	イノシシやヌートリア、シカ、カラス等の有害鳥獣を駆除するため、捕獲業務の猟友会への委託、狩猟免許取得者の育成・拡大、電気柵等の設置を行うなど、関係機関と連携し、有効な対策や検討を行い、地域全体での取組みを推進します。

(※)一次加工・二次加工 質を保ちながら有効利用や安定供給ができるよう加工処理された食品を加工食品という。一次加工食品は、精米や味噌などのように、農・畜産物を直接の原料にその食品の性格を大きく変えることなく処理・加工したもの。二次加工食品は一次加工によって製造された業務用の製品を、1種あるいは2種以上用いて加工したもので、製パンやマーガリンがその例

### 主要事業 1-2 農林業基盤整備事業

具体的方策	農地集積、かんがい排水、森林保育、林道開設、施設整備などにより地域農林業生産基盤を整えます。また、遊休荒廃農地対策を推進します。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
2-①	東伯中央地区広域営農団地農道整備促進事業(平成24年度～25年度)
目的	中山間地域の農業生産・物流の活性化を図るため、農道整備を促進します。
概要	平成24～25年度に、東伯中央地区広域営農団地農道整備促進事業を実施します。(負担金の支払いのみ)
2-②	基幹農道整備事業(平成25年度～28年度)(新規)
目的	中山間地域の農業生産・物流の活性化を図るため、農道整備を促進します。
概要	「東伯中央地区広域営農団地農道整備」未実施地区については休止(廃止方向)状態であることを踏まえて、町としては道路整備の必要性を感じていることから、新たな整備計画(基幹農道整備事業)を検討します。
2-③	森林整備振興事業(平成24年度～28年度)
目的	森林の持つ公益的機能を保全するための整備を促進します。
概要	森林整備事業、林産物の生産振興、竹林整備事業、松くい虫防除事業に加え、今後見込まれるナラ枯れ被害を最小限に抑える対策を実施します。また、森林への各種施業及び作業道開設などを支援します。
2-④	農地及び農業用施設保全管理(平成24年度～28年度)
目的	農林業生産基盤の維持管理及び施設の長寿命化を図ります。また、農林業生産基盤の整備を行うことにより、安心・安全な農村社会の構築を推進します

概要	<p>農業生産基盤である農地及び農業用施設については、原材料支給、機械借上げなどによる整備及び農地・水保全管理支払交付金事業、中山間地域等直接支払交付金事業を推進・実施し、農業用施設等の維持管理について地域全体での共同の取り組み体制の整備・維持を図り、農業の振興を推進します。</p> <p>また、農業用施設の長寿命化を図り、農村集落の安心・安全な社会基盤整備の構築を図ります。</p> <p>さらに、林業生産基盤については、原材料支給等を行うことにより林業振興を図るとともに、森林の持つ水源涵養などの機能を保全し、安心・安全な農村社会の構築を推進します。</p>
2-⑤	<b>かんがい施設の整備・維持管理(平成24年度～28年度)</b>
目的	農業生産向上のため、かんがい施設の整備や維持管理を行います。
概要	国営、県営造成施設の維持管理に対して東伯土地改良区連合に管理委託し、引き続き支援を行います。
2-⑥	<b>土地改良事業(平成24年度～28年度)</b>
目的	安定的な農業基盤整備の充実を図るため、土地改良事業への支援を行い、農地・農業用施設の効率的な維持管理を図ります。
概要	<p>農業経営者の労働力の軽減や担い手農家の育成を図る土地改良事業を推進し、各改良区へ助成し、受益農家の負担軽減を図ります。</p> <p>また、運営経費を助成する東伯・赤碓土地改良区について、合併を視野に入れた業務効率の推進について助言・支援します。</p>
2-⑦	<b>農地集積の推進(平成24年度～28年度)</b>
目的	担い手農家の経営規模拡大を推進し、経営の安定を図ります。
概要	農業者支援事業等により、認定農業者が行う農地の賃貸借による農地集積を推進します。
2-⑧	<b>遊休農地対策(平成24年度～28年度)</b>
目的	遊休農地を活用し、農地の荒廃を防ぎます。
概要	農地パトロール等農業委員会活動を通して、町内の遊休農地を把握し、認定農業者等担い手への利用権設定等及び企業による農業参入を支援し、農地の貸し借りをを行い、遊休農地の減少を図ります。遊休農地対策の一例として、ポロタン(栗)の植栽及び薬草の試験栽培に取り組みます。
2-⑨	<b>中山間地域等直接支払事業(平成24年度～28年度)</b>
目的	中山間地域等直接支払事業により、農業生産条件の不利性を補完し、中山間地域等の農地保全を図るための支援を行います。

概要	高齢化による農業者人口の減少等による耕作放棄地の発生を防止するため、現在の集落協定数を維持し、協定農用地に対して直接支払を実施することにより、中山間地域の農地保全を支援し、農業生産活動の維持や農地の多面的機能の発揮を行うよう推進します。
----	--

### 主要事業 1-3 「地産地消」強化促進事業

具体的方策	都市との交流を検討するほか、「道の駅」の有効活用、野菜・果樹・畜産・水産物の販売及び付加価値加工品の流通販売促進を図ります。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
3-①	<b>グリーンツーリズム(※1)事業(平成24年度～28年度)</b>
目的	都市住民と農山漁村の交流を図り、地域の活性化を促進します。
概要	都市住民が農山漁村の自然・文化・地域の人々などと農林漁業体験民宿などで交流を図れるようにするため、地域の関係者等との調整を行い、地域の活性化を図ります。
3-②	<b>道の駅・物産館ことうら活性化事業(平成24年度～28年度)</b>
目的	町内で生産された農畜水産物や特産品を町内外へ広く紹介するとともに、両施設の利用の促進を図ります。
概要	町内農畜産物及び特産品を紹介する販売促進キャンペーン「琴浦うまいもんまつり」を開催し、町内外の人々に地産地消を働きかけます。特に、平成23年10月にオープンした物産館ことうらを活用し、デジタルサイネージ(※2)による情報発信、新たに商売をする人を支援するチャレンジショップ(※3)の実施など、地域活性化へ向けた取組みを行います。
3-③	<b>農林水産物の販売促進事業(平成24年度～28年度)</b>
目的	農林水産物のPR活動を支援し、販売促進を図ります。
概要	県内外で開催されるイベント等で町内の農林水産物のPRを支援することにより、販売促進を図ります。
3-④	<b>ジゲの食農教育推進事業(平成24年度～28年度)</b>
目的	特産品を継承していくため、小・中学生に農業体験学習を実施し、学習を通じて町の農業や特産品についての理解を深めます。また、牛乳の消費拡大の取組みについて支援します。
概要	町内の小学生を対象に、梨農家の指導協力を受け、町特産二十世紀梨の受粉から収穫までの作業を体験します。中学生を対象に地元集落の指導協力を受け、そばの播種、収穫、そば打ちなどの作業を体験します。牛乳の消費拡大については、鳥取県牛乳普及協会等と連携し、料理教室や販売促進活動の経費を助成します。

- (※1)グリーンツーリズム 農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動  
 (※2)デジタルサイネージ 店舗や公共交通機関などに設置した大型画面に、映像や情報をインターネット経由で配信するシステム。電子看板。  
 (※3)チャレンジショップ 一般的には空き店舗を活用し、お店を始めたい方に、期間限定で格安な家賃で貸し出しを行う創業支援事業のひとつ。物産館ことうらでは館内の一部をチャレンジショップとして利用することが可能

### 主要事業 1-4 担い手育成対策事業

具体的方策	町の主幹産業である農業の担い手を育成し、農業振興を図ります。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
4-①	<b>担い手育成支援事業(平成24年度～28年度)</b>
目的	地域農業の牽引者である認定農業者及び集落営農組織の育成を図り、農業振興を図ります。
概要	新たな担い手の掘り起こしと担い手農家・組織の充実を図るため、関係団体の支援方策や認定農業者相互の研鑽・交流の研修・実践に対して支援を行います。また、意欲ある担い手等が作成した生産・流通等に係るチャレンジプランの実現に必要な支援を行います。
4-②	<b>農業後継者支援対策事業(平成24年度～28年度)</b>
目的	将来の担い手育成のため、新規就農者(後継者含む)への支援を行います。
概要	農業経営開始時の負担軽減を図るため、必要な農機具や施設等の導入を支援します。また、技術習得を図るための各種研修に対する支援を行います。

### 主要事業 1-5 特産品研究プロジェクト事業

具体的方策	高付加価値特産品の開発・生産・販売体制について研究を行います。6次産業化(※)による商品開発を支援します。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
5-①	<b>農畜産物の地域ブランド育成事業(平成24年度～28年度)</b>
目的	農畜産物の有利販売をめざして、ブランド化を推進します。
概要	安心・安全を基本としながら、農畜産物を育成するための検討を行い、ブランド化に向けた商品を掘り起こし、農業振興を図ります。また、ブランド化への取組み、先進地への学習を行っていきます。 また、農畜産物に対し、琴浦町独自の付加価値を見出す支援を行い、産地化を図ります。具体的には、ミニトマトの加工品(ジュース、ケチャップ)の販路拡大を推進するほか、完熟梨の販売補助を実施します。
5-②	<b>農産物特産品の開発推進事業(平成24年度～28年度)</b>

目的	農産物の新品種の開発や普及に向けた支援を行います。
概要	農産物の新品種の開発普及に向けて普及所、JA等と連携し、梨・トマト等を奨励していくための支援を行います。梨については、新品種(なつひめ・新甘泉・秋甘泉・夏さやか・早優利・瑞鳥・優秋)の苗木補助を行い梨園の10%を新品種に更新します。
5-③	<b>6次産業化の推進事業(平成24年度～28年度) (新規)</b>
目的	農産物の加工・販売と連携した6次産業化に向けた支援を行います。
概要	農産物の加工・販売と連携した6次産業化に向けた農林業者自らの事業家に支援を行います。さらに、新商品生産に向けた農商工連携施設整備の支援を行います。

(※)6次産業化 農山漁村が生産(第1次産業)だけでなく食品加工(第2次産業)、流通・販売(第3次産業)にも主体的、総合的に関わり合うことで高付加価値化を図り、活性化につなげていこうという考え方

### 主要事業 1-6 有機栽培の里づくり推進事業

具体的方策	低農薬・低化学肥料栽培を推進し、有機栽培に取り組み、環境にやさしい安全・安心な農業生産の展開を図ります。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
6-①	<b>有機農産物栽培支援事業(平成24年度～28年度)</b>
目的	有機農産物栽培の普及を図り、環境にやさしい農業を推進します。
概要	有機農産物の試験栽培を行っているほ場に対して、試験期間中の支援を行い、栽培体系を確立し普及を図ります。また、有機栽培を行っている事業主体に対する支援を行い、栽培面積の維持・拡大を図ります。

### 主要事業 1-7 沿岸漁業整備促進事業

具体的方策	漁業の担い手育成に取り組むとともに、漁業生産活動や水産物流通の拠点基地となるよう港湾周辺の整備を図ります。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
7-①	<b>水産業振興対策事業(平成24年度～28年度)</b>
目的	沿岸漁業の担い手となる漁業者の経営安定と新規就業者を育成することにより、水産業の振興を図ります。
概要	赤碕町漁業協同組合の運営事業の支援及び組合員への償還負担金軽減等を行い、漁業経営の安定化を図ります。漁業担い手の確保を図るため、育成研修制度や就業時に必要な漁船等の施設整備など、支援策を実施します。また、赤碕新港の今後の活用策について検討します。

## 主要施策 2 商工業の振興

### 主要事業 2-1 企業体質強化、販売流通拠点の形成事業

具体的方策	地元産品加工食品製造業をはじめ、町内事業所に対し融資による支援策を充実し起業にかかる支援を図るとともに、経営基盤の強化、既存企業の体質強化を図ります。また、商工会等の組織の強化・育成を図り、農商工連携等の推進を図ります。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
1-①	企業育成支援事業(平成24年度～28年度)
目的	中小企業の経営の安定化を図ります。
概要	中小企業の経営の安定と向上を図るため、設備の導入、増設、経営に要する経費に対して、低利な融資を行います。また、経済の動向により、利子補給等の支援策も検討します。産官学連携のもと懇談会を開催及び企業訪問を計画的に実施し、情報を共有するとともに支援策について協議を行います。
1-②	商業振興活動支援(平成24年度～28年度)
目的	商工会等商工関係団体の組織強化、町特産品の販路拡大を図ります。
概要	町商工会、町労務改善協議会に助成を行い、組織を強化させるとともに、活動を充実させ、商工業の振興を図ります。 また、山陰道東伯・中山道路及び国道9号の連携を図り、琴浦ぐるめストリートなど地域経済の活性化に向けた取組みを支援します。 町関西事務所との連携を図り、町特産品の販路拡大に向けた取組みを行います。国道9号沿線商工街路灯の活用を図ります。

### 主要事業 2-2 コミュニティビジネス(※)支援事業(新規)

具体的方策	中山間地域は少子高齢化が急速に進んでおり、生活基盤の脆弱もあり集落の活力が衰退しつつあります。地域の誰もが安全・安心に暮らすため、活気と魅力ある中山間地域形成のための対策を図ります。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
2-①	中山間地域コミュニティビジネス支援事業(平成24年度～28年度)(新規)
目的	交通弱者や買い物弱者などのニーズを把握し、それに応じたサービスを提供する方策として、コミュニティビジネスの可能性について検証します。
概要	町商工会に設置される「コミュニティビジネス研究会(仮称)」に町も参画し、事業化に向けて検討します。また、鳥取大学と連携し、ニーズ調査及び分析を委託します。

(※)コミュニティビジネス 地域におけるニーズや課題に対応するための事業。主に地域における人材や施設、資金等を活用することで対象となる地域を活性化し、雇用を創出したり人の生きがい(居場所)などをつくり出したりすることが目的や役割となる場合が多い

## 主要施策 3 観光振興対策

### 主要事業 3-1 観光ビジョンの策定

具体的方策	観光資源の魅力の発見・発掘と提供できる商品やサービスを考え創意工夫し、住民・観光関連業者・各種団体等及び行政が協働して取り組む観光ビジョンを策定します。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
1-①	観光ビジョンの策定(平成24年度～28年度) (新規)
目的	観光に関わる具体的な取り組みの実践に向け、集客のアップと消費拡大につながる観光施策を策定します。
概要	地域の観光事業(着地型観光(※)含む)を育成・支援し、観光のPRや施設管理、団体支援などを行います。

(※)着地型観光 観光客や旅行者を受け入れる地域が自分たちの持つ観光資源を生かして企画するツアー。旅行者を呼び込むことで地元でお金を使ってもらえる利点がある

### 主要事業 3-2 観光情報発信事業

具体的方策	観光案内システムの充実を図るとともに、「観る」「食べる」「楽しむ」「憩う」空間(周遊ルート)を広域的な連携を図りながらイベント開催や体験観光を組み込んだ観光情報を発信します。また、道路利用者の利便性を向上させるため、継続して管理運営に努めるとともに、道の駅及び物産館ことうらの活用、維持管理に努めます。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
2-①	琴浦海岸観光振興事業(平成24年度～28年度)
目的	琴浦海岸のさまざまな観光資源を活かした観光地づくりを推進します。
概要	琴浦海岸を旅行した小泉八雲の足跡と鳴り石の浜・菊港・神崎神社、塩谷定好生家、花見潟墓地、河本家住宅、光の鍔絵などの観光資源を活かし、地元の理解と協力のもと、歩く観光地づくりをすすめます。また、町観光ガイドの活用と組織強化を図ります。
2-②	広域観光連携事業(平成24年度～28年度)
目的	県西部、中部地域などと連携した観光振興を図ります。
概要	近隣の温泉地などを訪れる観光客に対して、大山滝、船上山をはじめとする町内の観光資源を活用し、西部・中部広域連合(梨の花温泉郷)などと連携し広域的でさまざまな周遊ルートを設定しながら近隣の温泉地との相乗効果により、町内の観光客の増加を図ります。
2-③	観光情報発信事業(平成24年度～28年度)



目的	観光客のニーズに沿った観光情報の発信を行います。
概要	観光客の細かなニーズに応えられるよう観光パンフレットの充実を図るとともに、ホームページなど通信媒体での観光情報の発信や新聞・雑誌への掲載などを行い集客力の増加を図ります。また、情報発信のツール開発として名刺の台紙(またはデザインデータ)などを公開し、琴浦町の知名度を上げます。
2-④	<b>関西事務所運営事業(平成24年度～28年度)</b>
目的	関西事務所を拠点に、関西経済圏等への情報発信等を行います。
概要	観光スポット等のPR、特産品の販路開拓、企業誘致、IJUターン(定住促進)、琴浦会(琴浦町人会)の連携強化など、関西地域との連携を推進します。
2-⑤	<b>道の駅・物産館ことうら活性化事業(平成24年度～28年度)(再掲)</b>
目的	両施設の利用の促進を図ります。
概要	道路利用者のための休憩施設の維持管理並びに道路利用者と地域の方々のための情報発信を充実させ、道の駅の運営を図ります。 特に、平成23年10月にオープンした物産館ことうらを活用し、デジタルサイネージによる情報発信、新たに商売をする人を支援するチャレンジショップの実施など、地域活性化へ向けた取組みを行います。
2-⑥	<b>日韓友好交流公園管理運営事業(平成24年度～28年度)</b>
目的	日韓友好交流公園の管理運営を行います。
概要	日韓友好交流公園の管理運営を行うとともに、友好交流の推進、資料館の展示物の充実、恋人の聖地PRを図ります。

### 主要事業 3-3 景観まちなみ整備事業

具体的方策	先人たちの知恵と技術により培われた歴史や文化などの地域固有の資源を守り、活用しながら次世代に継承するため、住民と協働して魅力ある景観まちなみを整備します。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
3-①	<b>街なみ環境整備事業(平成24年度～28年度)</b>
目的	住宅が密集し、かつ生活道路等の施設未整備により、住宅等が良好な美観を有していない地区において、ゆとりと潤いのある住環境の向上を目指します。
概要	光集落など独自のたたずまいを有する住宅等の保全整備にかかる助成や生活道路、小公園等を街並みに調和するよう整備することにより、美しい景観の形成を図ります。

3-②	地域資源普及啓発事業(平成24年度～28年度)
目的	地域固有の資源を活用し、観光客との交流をきっかけに、住民が自分の地域の価値の再発見を促すとともに、今後の地域活動への参加を活発にし、地域の活性化を図ります。
概要	鰻絵のむら・光の新たな観光グッズ開発や観光ガイドの新規登録者拡大を促進します。 また、町内の自然・歴史・文化遺産を地域資源として活用できる、新たな観光地づくりを検討していきます。

## 主要施策 4 雇用対策

### 主要事業 4-1 企業誘致事業

具体的方策	若者に魅力ある企業を誘致します。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
1-①	企業誘致事業(平成24年度～平成28年度)
目的	企業誘致を行い、雇用拡大、産業振興を図り、若者に魅力ある町づくりを目指します。
概要	県企業誘致関係課及び関西事務所との連携を強化し、ホームページで空き工場や遊休地の情報発信を行うなど、企業誘致の推進を図ります。 雇用拡大への取組みとして、町内事業所の新規雇用に対して補助金を交付することにより、安定した正規雇用への促進を図ります。また、町の産業への影響が大きい企業等については、誘致等の際に、ニーズに応じた支援策を行うことにより、地域産業の発展を図ります。

### 主要事業 4-2 企業育成活動

具体的方策	町内の既存企業の拡充発展を図ります。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
2-①	企業育成活動(平成24年度～28年度)
目的	既存企業の拡充発展を図るため、支援助成を行います。
概要	新規雇用事業所への助成活動、起業会社への税制支援などを行います。

## 基本施策 2 『自然と共に生きる環境のまちづくり』

### 主要施策 1 道路の整備

#### 主要事業 1-1 主要幹線道路整備事業

具体的方策	山陰道「東伯・中山道路」へのアクセス道路をはじめ、新庁舎、公共機関等主要施設をネットする幹線道路を整備し、地域の産業・観光・文化の振興を図ります。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
1-①	県道整備改良事業(平成24年度～28年度)
目的	国道、県道、町道に接続する道路網の整備を促進します。
概要	2路線のバイパス道路を整備することにより、交通を円滑に誘導し、交通事故や騒音などの問題を軽減します。また、急カーブで見通しの悪い区間を改良することにより、事故防止を図ります。
1-②	町道整備改良事業(平成24年度～28年度)
目的	国道、県道に通じる主要町道や生活道路の整備を行います。
概要	通勤、通学、買い物など日常生活に欠かせない生活道路の整備を行い、住民の暮らしを支えるとともに、活力あるまちづくりの基礎を築きます。
1-③	町道維持修繕事業(平成24年度～28年度)
目的	交通の安全、美しいまちづくりに取り組みます。
概要	通行車両、歩行者の安全を図るため、道路、橋梁の老朽化、破損状況の点検実施及び維持管理を行います。また、美しいまちづくりのため屋外広告物の適正化、維持管理に伴うボランティアの育成等に取り組みます。

### 主要施策 2 公共交通対策

#### 主要事業 2-1 公共交通利用促進

具体的方策	地域の住民サービスの提供を図るため、JR及び路線バス、タクシー等公共交通の効率的な運行を促進します。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
1-①	公共交通利用促進事業(平成24年度～28年度)

目的	JR及び路線バス、タクシー等の効率的運行を促進し、利用しやすい公共交通の充実に努めます。
概要	倉吉圏域を結ぶ広域路線と町内路線の利用者の利便性の向上を図るとともに、環境保全意識の高揚を図るため自家用車の利用を控えるよう促し、公共交通の利用を促進します。平成23年度中に行われるバス待合所の設置・管理者の特定に伴い待合所の点検を行うとともに、特に交通弱者に対し、バス停の位置が適切な場所に設置されているかを確認します。琴浦町営バスの料金体制(特に朝、片道定期券の発行)について、適切であるかを検討します。 路線バスの見直しを行うとともに公共交通機関の重要な役割を担うタクシーはオンデマンドタクシー(※)制度の導入等を含めて調査・研究し、新たな位置づけを行います。 JR赤碓駅の利用促進についても町民号等によるPR活動を実施し、啓発していきます。

(※)オンデマンドタクシー 利用者が前もって、乗りたい場所や時間などを電話で予約し、予約した乗客同士が一緒にそれぞれの目的地まで行く、予約・乗合型のタクシー

## 主要施策 3 市街地(町並み)の整備

### 主要事業 3-1 美しい琴浦まちなみづくり事業

具体的方策	住民主体による公衆道路やパブリックゾーンの清掃や除草、個人住宅等の装飾などといったまちなみづくりに欠かせない要素の美化・保全活動を促進するため、「美しいまち琴浦」にふさわしい市街地まちなみを目指す方向について合意形成を図ります。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
1-①	美しい琴浦まちなみづくり普及事業(平成24年度～28年度)
目的	美しい琴浦にふさわしいまちなみの景観をつくるための指針や理念等について合意形成を図ります。また、その過程において、まちなみ景観形成への取り組みに向けた機運の醸成を図ります。
概要	美しい琴浦にふさわしいまちなみをつくるための指針や理念について話し合いを進めます。研修会やワークショップの開催や、広報紙など情報媒体を通じ広く住民に周知し、まちなみ景観形成の機運の醸成を図ります。
1-②	町道維持修繕事業(平成24年度～28年度)(再掲)
目的	交通の安全、美しいまちづくりに取り組みます。
概要	美しいまちづくりのため屋外広告物の適正化、維持管理に伴うボランティアの育成等に取り組みます。
1-③	社会教育の推進による地域づくり(平成24年度～28年度)(再掲)
目的	地域に根付いた社会教育を通じて明るい家庭や住みよい地域づくりを推進します。
概要	花づくり講座・コンクールを実施し、花いっぱいの魅力ある町づくりを推進します。

## 主要施策 4 地域情報化対策

### 主要事業 4-1 地域情報化対策事業

具体的方策	高度情報化時代に即した地域情報ネットワークシステムを整備し、産業振興や情報基盤に基づいた生活形成を行っていきます。ケーブルテレビを活用したデジタル放送受信設備の整備を進めます。 また、住民を対象にPC教室を開催します。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
1-①	農村多元情報連絡施設管理運営(平成24年度～28年度)
目的	農村多元情報連絡施設(CATV)の適切な管理運営を図ります。
概要	光ケーブルへの敷設替えの検討を含め、農村多元情報連絡施設(CATV)の適切な管理運営を行います。 また、運営主体への財産譲渡について検討します。
1-②	まなびタウンPC教室実施事業(平成24年度～28年度)(再掲)
目的	まなびタウンとうはくを会場にしたパソコン講習を開催し、情報化時代に対応した講習会及びまなびタウンの活用を図ります。
概要	パソコンの取扱いの熟練度に合わせて講座の開設を行います。

## 主要施策 5 住宅・住環境の整備

### 主要事業 5-1 住宅施設整備事業

具体的方策	町内への定住促進を図り、人がにぎわうまちづくりを進めるため、公営住宅の整備、宅地分譲事業を実施します。既存ストックの有効活用、高齢化社会への対応を踏まえた快適な住環境の構築を目指します。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
1-①	公営住宅環境整備事業(平成24年度～28年度)
目的	住民の住宅事業の緩和を図るため、老朽化住宅の建替えを行います。また、入居者の居住環境の向上、安定を図ります。
概要	核家族化への対応及び人口増加対策として老朽住宅の建て替えを行い、定住促進及び住環境の向上を図ります。既存住宅のバリアフリー(※)化を推進し、公共下水道の整備にあわせて水洗化等戸別改善を行い、住環境の向上を図ります。また、琴浦町社会資本総合整備計画(地域住宅計画Ⅱ期)を策定します。
1-②	公営住宅の維持管理(平成24年度～28年度)

目 的	年間を通じて町営、県営住宅の維持管理を行います。
概 要	公営住宅の健全な維持管理を行い、居住者の利便を図ります。住宅改修の機会をとらえて、払い下げについて検討します。
1-③	<b>定住促進事業(平成24年度～28年度)</b>
目 的	若者や定年を迎えたUターン者等の定住を促進し、町の活性化を図ります。
概 要	町内の大型分譲地である「きりりタウン赤碕」「槻下団地」の販売を促進するとともに、人口の増加を図るため若者の定住を促進し、住んで良かったと感じる町づくりを図ります。

(※)バリアフリー 障がいのある人や高齢者といった社会生活弱者が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策もしくは具体的に障害を取り除いた状態

### 主要事業 5-2 移住・定住対策(新規)

具体的方策	空き家の活用など県外からの転入者に対し、住宅支援を行っていきます。
番 号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
2-①	<b>空き家活用調査事業(平成24年度～28年度)</b>
目 的	町内の空き家に関する情報を収集、調査カルテを作成し、情報の提供を行います。
概 要	町外からの転入希望者に対して、町内の空き家情報等を公開し、転入者の要望にあった市街地・海岸部・平野部・山間部等、それぞれの住宅情報を提供していきます。
2-②	<b>お試し住宅設置事業(平成24年度～28年度) (新規)</b>
目 的	田舎暮らし移住希望者の定住促進を図ります。
概 要	古民家改修により一時滞在住宅を整備し、田舎暮らしの体験機会を設定することにより定住を促します。

## 主要施策 6 公園・緑地の整備

### 主要事業 6-1 市街地公園整備事業

具体的方策	市街地にある都市公園などの安全性と潤いのある緑地空間に配慮し、公園の維持管理を行います。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
1-①	都市公園の再整備・維持管理(平成24年度～28年度)
目的	利用者が快適で安全に公園を利用できるよう、維持管理を行います。
概要	地域住民の憩いの場として、かつ災害時の避難場所として利用できる公園として、施設の整備改修や遊具点検、維持管理を行います。

## 主要施策 7 上水道・下水道の整備

### 主要事業 7-1 上水道整備事業

具体的方策	安全で安心して飲める水の安定供給を図る水道施設整備、水源確保に取り組みます。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
1-①	上水道施設整備事業(平成24年度～28年度)
目的	水の安定供給を図るため水道施設の整備を行い、有収率の向上を図ります。
概要	前期計画の継続による配水管を整備します。また、老朽配水管を下水道事業と同時施工し、布設替えを行います

### 主要事業 7-2 下水道整備事業

具体的方策	美しい自然環境と快適な居住環境を確保するために、下水道施設整備を促進します。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
2-①	公共下水道事業(平成24年度～28年度)
目的	美しい自然環境と快適な居住環境を確保するため、下水道施設整備を促進します。

概要	東伯処理区(公共下水道) A=446h 計画人口7,700人 赤碓処理区(特定環境保全)A=298h 計画人口6,400人 下水道汚泥処理について、最適で経済的な処分方法の方向性を決定していきます。
2-②	合併処理浄化槽設置整備事業(平成24年度～28年度)
目的	下水道事業及び農業集落排水事業区域外の生活排水を処理し、水質改善を図ります。
概要	下水道事業及び農業集落排水事業区域外の小集落及び数戸で分散している地域について、各戸に浄化槽を設置します。 個人設置に対する補助から、町村設置型に移行し、整備促進を図ります。
2-③	農業集落排水施設の最適整備構想の策定(平成24年度～28年度)(新規)
目的	現存する農業集落排水施設の修繕と更新に要する経費削減を図ります。
概要	町内の農業集落排水施設8地区の現況診断及び把握を行い、今後生じてくると思われる経年劣化に伴う施設の修繕と更新に要する経費を平準化、及び複数処理区の統合、あるいは公共下水道への編入等、将来に向けての最適な整備構想を確立します。

## 主要施策 8 環境衛生とリサイクル対策の充実

### 主要事業 8-1 環境衛生促進事業

具体的方策	リサイクルや分別収集の促進によりごみの減量化を進めます。 快適な生活環境を維持していくために不法投棄の防止に取り組み、環境保全の啓発活動を展開します。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
1-①	不法投棄監視員制度(平成24年度～28年度)
目的	不法投棄の早期発見及び処理をすることにより環境保全を図ります。
概要	不法投棄監視員の巡回により、町内の不法投棄現場の発見及び処理を実施し、環境保全を図ります。
1-②	出前説明会の促進(平成24年度～28年度)
目的	ごみの分別を徹底することにより、ごみの減量化を図ります。
概要	ごみの分別、適正処理を推進するため、部落説明会を開催し、町民の「環境」への意識を高める活動を行います。ごみの減量化とリサイクル率の向上を図るため、資源ごみの分別や「4R運動(※)」、廃食油の活用やペットボトルキャップの回収等を行うほか、資源ごみ回収報奨金制度等の活用を努めます。



1-③	アダプトプログラム制度(公共施設里親制度)の推進(平成24年度～28年度)
目的	アダプトプログラム制度の啓発・推進を実施することにより、地域の環境保全を図ります。
概要	アダプトプログラム制度の啓発活動を行うとともに、制度の明確化により団体等が参加しやすくすることを目的に実施要領等を作成し、登録制度の拡充を推進します。「琴浦町環境基本条例」及び「琴浦町きれいな町づくり条例」に基づき、地域の環境美化の意識啓発を図ります。海岸地域においては、県の補助事業等を活用しつつ自治会等の団体に海岸清掃の委託等を依頼し、環境保全を図ります。
1-④	社会教育の推進による地域づくり(平成24年度～28年度)(再掲)
目的	地域に根付いた社会教育を通じて明るい家庭や住みよい地域づくりを推進します。
概要	花づくり講座・コンクールを実施し、花いっぱいの魅力ある町づくりを推進します。
1-⑤	ごみ減量・リサイクル促進事業(平成24年度～28年度)
目的	ごみの分別を徹底することにより、ごみの減量化を図ります。また、リサイクルを促進し、限りある資源の有効活用を行います。
概要	鳥取中部ふるさと広域連合にごみ処理を委託し、中部1市4町が協力してごみ減量化の促進を図ります。中部1市4町及び鳥取中部ふるさと広域連合で策定した一般廃棄物(ごみ)処理基本計画に基づき、正しいごみの分別の徹底及びリサイクルを促進することにより、ごみの減量化を図ります。

(※)4R運動 廃棄物を出さない持続可能な社会の実現を目指した取組み。具体的には、リフューズ(Refuse:発生抑制)、リデュース(Reduce:ごみを減らすこと)、リユース(Reuse:再使用)、リサイクル(Recycle:再資源化)をさす

## 主要施策 9 防災・消防・救急・国民保護体制の充実

### 主要事業 9-1 防災・消防・救急対策推進事業

具体的方策	消防施設・設備の整備を行い、消防及び救急体制の充実を図ります。防災拠点施設の建設と津波対策を拡充した地域防災計画の変更を行い、中部消防局と連携し女性消防団員の増員を図りながら琴浦町消防団の充実を図りながら防災機能の強化とともに、地域における防災意識の啓発を図ります。	
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)	担当課
1-①	防災拠点施設の建設(平成24年度～25年度)(新規)	
目的	防災情報情報機器等の情報化の一元化を図り、災害時の対応の充実を図ります。	

概要	役場新庁舎建設と併せて通信司令室・防災会議室を設置します。
1-②	<b>女性消防団員の充実(平成24年度～28年度)</b>
目的	女性消防団員の増員及び琴浦町消防団の拡充を図ります。
概要	現在6名の女性消防団員を増員します。
1-③	<b>自主防災組織育成事業(平成24年度～28年度)</b>
目的	各部落を単位とした自主防災組織の育成を図ります。
概要	講演や訓練、防災資機材整備費補助金の交付等により町民の自主防災意識の高揚、組織の構築を図ります。
1-④	<b>中部消防局消防救急無線デジタル化事業(平成24年度～27年度) (新規)</b>
目的	近年の災害(救急要請)は複雑多様化しており、より効果的、効率的な消防救急活動の実現のため、消防通信の高度化を図ります。
概要	中部消防局の消防救急無線を、現行のアナログ方式からデジタル方式に移行します。
1-⑤	<b>災害時要援護者支援事業(平成24年度～28年度) (新規)</b>
目的	障がいのある人、ひとり暮らしの高齢者などが、災害時における支援を地域で受けられるようにするための制度により、安全・安心に暮らすことができる地域づくりを推進します。
概要	災害時要援護者台帳システムを整備し、災害時における地域ごとの要援護者の抽出、要援護者に対する必要な支援が早期に実施できるようにします。
1-⑥	<b>福祉のまちづくり推進事業(平成24年度～28年度) (再掲)</b>
目的	福祉のまちづくりを進めるため、町内施設のバリアフリー化を推進します。
概要	町内の公共施設等のバリアフリー化について点検を行い、改善を促進します。

## 主要事業 9-2 除雪対策

具体的方策	積雪時の緊急車両の交通確保及び積雪被害の防止・軽減を図ります。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
2-①	除雪対策(平成24年度～28年度)
目的	積雪時の緊急車両の交通確保及び生活道路の交通確保を図ります。
概要	積雪時における消防車、救急車等の緊急車両の交通を確保し、住民の安心・安全な生活を守ります。
2-②	自走式除雪機整備事業(平成24年度～25年度)(新規)
目的	地域の防災力を強化するとともに、積雪による被害の防止または軽減を図ります。
概要	要望のある部落に自走式除雪機整備費補助金を交付することにより、積雪による被害防止または軽減を図ります。

## 主要施策 10 交通安全・防犯体制の充実

### 主要事業 10-1 交通安全施設の整備、交通安全の啓発

具体的方策	交通事故を防止するため、交通安全施設の整備と交通安全の啓発を行います。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
1-①	交通安全対策事業(平成24年度～28年度)
目的	交通安全対策の推進を図ります。
概要	安心安全な交通安全環境を実現するために、各種啓発活動、交通災害共済加入促進、施設整備、交通安全指導委員などの団体育成などを行います。

## 主要事業 10-2 防犯安全対策事業

具体的方策	地域ぐるみでの暴力追放運動や青少年の非行防止活動を促進します。防犯、安全対策のため、街路灯の設置・維持管理を行います。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
2-①	<b>防犯・青少年育成事業(平成24年度～28年度)</b>
目的	地域ぐるみでの暴力追放運動や青少年の非行防止活動を促進します。
概要	八橋警察署管内防犯協議会と連携し、防犯に関する広報活動、青少年育成活動を展開します。
2-②	<b>社会教育の推進による地域づくり(平成24年度～28年度)</b>
目的	地域に根付いた社会教育を通じて明るい家庭や住みよい地域づくり、青少年健全育成を推進します。
概要	少年育成委員会やスクールガードリーダー(※1)、地域安全パトロール隊による子どもの見守り活動を実施します。また、10秒の愛キャンペーン(※2)推進による地域ぐるみでの家庭教育の充実を図ります。
2-③	<b>街路灯設置及び管理事業(平成24年度～28年度)</b>
目的	町内防犯、交通安全を図ります。
概要	町が管理している街路灯及び部落で管理している街路灯の位置、箇所数等の精査を行い、町が管理すべきものと部落が管理するものの管理区分の見直しを行い、実施します。

(※1)スクールガードリーダー 学校や通学路等を巡回し、学校や児童、PTAや地域の学校安全ボランティアへの指導、安全に関する学校の取組への助言などを行う人

(※2)10秒の愛キャンペーン 「忙しい中、10秒だけでも子どもと真剣に向き合おう」という子育ての取組み

## 主要施策 11 自然・歴史的環境の保全

### 主要事業 11-1 自然景観保全事業

具体的方策	恵まれた自然環境を保全するため、自然景観や歴史的史跡と共生できる地域環境を創出します。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
1-①	<b>国立公園管理運営(平成24年度～28年度)</b>
目的	国立公園内の管理運営を行い観光客の増加を図ります。

概要	一向平、大山滝及び船上山周辺の国立公園の関係施設や登山道の管理を行い、自然景観の保持に努め、利用しやすい公園として観光客の増加を図ります。 特に、平成24年度中に船上山山頂休憩舎の完成に伴い、当該施設の適正な維持管理を実施するとともに、山頂周辺の景観を望めるよう関係機関に働きかけ誘客を促します。
----	---

## 主要施策 12 治山・治水・海岸保全と港湾・海岸整備

### 主要事業 12-1 山林等荒廃防止対策事業

具体的方策	山林の植生対策により水源涵養機能を充実し、荒廃防止を図ります。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
1-①	森林整備促進事業(平成24年度～28年度)
目的	森林の持つ公益的機能を保全するための整備を促進します。
概要	森林整備事業、森林への各種施業及び作業道開設などを支援し、山林の保全を図ります。
1-②	「とっとり共生の森」森林整備事業(平成24年度～28年度)(新規)
目的	県・市町村が連携して森林所有者と企業等との架け橋になり、地元との調整や企業等が実施する森林保全活動を支援し、森林環境保全のため植林及び育林活動を協働で実施します。
概要	船上山ダムの残土処理地となっていた以西財産区・安田財産区・大熊部落の保有する41.6haの森林に、損保ジャパン(株)が平成20年度から24年度までの5年間、ヤマザクラ・コナラ・シバグリ等の植栽及び補植を実施します。平成24年度で協定は終了するものの、継続して下刈・補植を行っていきます。

### 主要事業 12-2 水害・土砂災害防止対策事業

具体的方策	2級河川、準用河川の護岸等改修整備を行い、水害防止を図ります。予防治山、砂防整備事業に取り組み、土砂災害の防止を図ります。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
2-①	河川整備事業(平成24年度～28年度)
目的	河川改修、環境整備を推進します。
概要	自然の生態系を保全、再生しつつ水辺に親しめる場を整備し、河川の洪水調整能力を高めるため、河川改修等を含めた複合的な河川環境整備を実施し、住民生活の安全と災害防止に努めます。

2-②	砂防整備事業(平成24年度～28年度)
目的	山林等の荒廃による自然形態の変化による風水害の防止を図ります。
概要	災害危険区域、土砂危険溪流、地すべり危険箇所等のパトロールや点検を行い、人命・財産の保全を図り、安全な生活環境の整備を進めます。
2-③	治山事業(平成24年度～28年度)
目的	山腹崩壊危険地や浸食などにより、荒廃の兆しのある溪流などの荒廃危険山地の崩壊を未然に防止します。
概要	水源かん養保安林に指定された森林が荒廃傾向にあるため、水源地域整備事業を計画し、保安林の機能強化を推進します。調査対象地域 大父地区(大父木地、大父、平田ヶ平) 災害復旧治山についてはすみやかに対応します。

### 主要事業 12-3 急傾斜地崩壊対策事業

具体的方策	急傾斜地崩壊防止区域の整備を行い、安全な生活環境を創出します。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
3-①	急傾斜地崩壊対策事業(平成24～28年度)
目的	快適で安全な生活環境を整備します。
概要	急傾斜地崩壊危険区域の人命・財産を保全し、安全な生活環境の整備を図ります。

### 主要事業 12-4 港湾・海岸整備事業

具体的方策	水産物等の物流拠点として、港湾機能の充実及び町民の生命、財産を守るため、海岸侵食と高波による浸水防止対策を行い、海岸の保全に努めます。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
4-①	港湾改修事業(平成24年度～平成28年度)
目的	港湾内の狭隘化解消や物流円滑化のためネットワーク及び県中部港湾としての機能を強化します。
概要	地域再生計画に基づき防波堤、泊地、浚渫(しゅんせつ)、臨港道路等改修整備を進めます。また、赤碕新港の今後の活用策について検討します。

4-②	海岸浸食対策事業(平成24年度～平成28年度)
目的	高潮による民家被害及び海岸浸食による土地消失を防止します。
概要	護岸等の海岸浸食防止事業の継続により、海岸保全整備を行います。

## 主要施策 13 地球温暖化対策の推進

### 主要事業 13-1 自然との共生事業

具体的方策	地球温暖化の原因とされる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を抑制するため、再生可能な自然エネルギーの実用化に向けた取組みを進めるとともに、資源循環型社会の形成を図り、人と自然が共生できる良好な環境の創出を推進します。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
1-①	住宅用太陽光発電システム設置費補助事業(平成24年度～28年度)
目的	地球温暖化防止対策の一環として、二酸化炭素の排出を削減するための住宅用太陽光発電システムの活用を推進します。
概要	住宅用太陽光発電システム設置者に対して設置費用の一部を補助することにより、家庭から地球温暖化防止などの地球環境保全意識の高揚を図るとともに、環境に優しいまちづくりを推進し、自然エネルギーの活用を積極的に支援します。
1-②	自然エネルギー導入推進事業(平成24年度～28年度)
目的	地球温暖化の原因とされる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を抑制するため、また、原子力発電に依存する電力構造の見直しを図られる中であって、これまで以上に再生可能な自然エネルギーの実用化に向けた取組みを進めるとともに、資源循環型社会の形成を図り、人と自然が共生できる良好な環境の創出を推進します。
概要	地球温暖化防止など、地球環境保全意識の高揚を図るとともに、環境に優しいまちづくりを推進します。また、船上山ダムを利用した小水力発電施設の整備に取り組みます。バイオマス(※1)をはじめ、多様な自然エネルギーの活用について検証を進めるとともに、実現可能な自然エネルギーの整備・支援に努めます。
1-③	資源循環型社会形成推進事業(平成24年度～28年度)
目的	天然資源の過剰使用と廃棄物の発生を抑制し、環境への負荷が低減される社会を目指します。

概 要	<p>人と自然が共生できる良好な環境の創出を推進するため、環境基本条例に則り、環境施策を実施します。環境活動の先進的事例を紹介したフォーラムの開催、身近な生活の中でできる実践活動を行います。</p> <p>道の駅ポート赤碕に設置した「ことうらEVステーション」(電気自動車急速充電器)を活用して電気自動車の普及促進を図ります。</p> <p>廃食用油活用事業により家庭から使用済みの天ぷら油を回収し、バイオディーゼル燃料(※2)として公用車に利用し、CO2の排出削減を行い環境への負荷の低減を図ります。</p>
-----	---

(※1)バイオマス 木材、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸・糞尿、プランクトンなど、化石燃料を除いた再生可能な生物由来の有機エネルギーや資源のこと。燃焼時に二酸化炭素の発生が少ない自然エネルギーとして注目されている

(※2)バイオディーゼル燃料 菜種油・ひまわり油・大豆油などの生物由来の油や、廃食用油(天ぷら油など)から作られる軽油代替燃料(ディーゼルエンジン用燃料)の総称。燃焼によってCO2を排出しても、大気中のCO2総量が増えない性質を持っている。

## 主要施策 14 国土調査事業の推進

### 主要事業 14-1 地籍調査事業

具体的方策	一筆ごとの土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成する事業を推進します。
番 号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
1-①	国土地籍調査事業(平成24年度～28年度)
目 的	土地のあらゆる施策のため、公平公正な基礎資料を作成します。
概 要	調査面積 町全体面積 139.90 km <sup>2</sup> 調査除外面積 39.89 km <sup>2</sup> (国有林、水面、湖沼、土地改良等) 調査全体面積 100.01 km <sup>2</sup>



## 基本施策 3 『健やかで思いやりのあるまちづくり』

### ～ 1) 保健、医療、福祉の充実 ～

#### 主要施策 1 保健・医療の充実

##### 主要事業 1-1 健康づくりと予防保健事業

具体的方策	各種検診への受診促進や相談・指導体制の充実を図るなど町民の健康づくりに努めます。 また、温水プールやトレーニング施設などを備えた健康増進施設を整備し、運動習慣の一層の推進を図ります。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
1-①	<b>健康診査(平成24年度～平成28年度)</b>
目的	生活習慣病予防と疾病の早期発見のための健康診査をします。
概要	基本健康診査とがん検診をセットし、また休日検診を設けるなど町民が受診しやすい検診体制づくりに努め、がん検診受診率35%を目標に取り組みます。
1-②	<b>各種健康教室(平成24年度～平成28年度)</b>
目的	生活習慣の特性である運動・食事・禁煙など、個人の生活習慣の改善の重要性に対する町民の理解の推進を図ります。
概要	健康ウォーキングや糖尿病教室等、各種教室を部落単位または対象者別に運動・栄養・禁煙等生活改善の重要性を学習する場として開催し、効果的な保健指導の徹底により、生活習慣改善につなげます。
1-③	<b>予防接種(平成24年度～28年度)</b>
目的	予防接種を実施することで、発病、重症化を予防し、感染症の蔓延を予防します。
概要	契約医療機関において、個別接種により定期予防接種(ポリオ・ジフテリア破傷風百日咳混合・日本脳炎・麻しん風しん混合・BCG)及び高齢者インフルエンザを実施します。また、子宮頸がん等ワクチン等の任意予防接種への助成を行います。
1-④	<b>健康づくり推進員の育成(平成24年度～28年度)</b>
目的	地域住民と行政との健康づくりのパイプ役として、部落ごとに健康づくり事業を推進し、意識啓発を担う人づくりを行います。
概要	健康づくり推進員を対象に研修会(講演会・学習会等)を開催し、健康づくりへの意識啓発を図り、地域での健康づくり事業の推進を図ります。
1-⑤	<b>食生活改善推進事業(平成24年度～平成28年度)</b>

目的	生活習慣予防及び疾病の重症化予防を図り、健康増進を推進します。
概要	食生活改善推進員等と協力し、食生活改善のための知識・技術を普及推進するための教室等を地域・病態別に開催します。また、朝食摂取率の向上をめざして、地域、保育園、幼稚園、学校等での取組みを検討・実施します。
1-⑥	<b>食育推進事業(平成24年度～28年度) (新規)</b>
目的	食を通しての生活改善、文化創造、教育振興、地産地消等の推進を図ります。
概要	食生活改善のための知識・技術を普及推進するだけでなく、「食」をキーワードに関係機関が連携し、健康を支える食文化創造、食に関する感謝の心を養う取組み、地産地消の推進等を図りながら、食を通じた心と身体健康づくりを推進します。
1-⑦	<b>温水プール建設事業(平成24年度～28年度) (新規)</b>
目的	町民の健康増進を目的に、温水プールを建設します。
概要	運動習慣を推進し、町民の生活習慣病予防、疾病の重症化予防及び介護予防を図るなど、健康増進を推進するための温水プールを建設します。
1-⑧	<b>町民体力づくり運動推進事業(平成24年度～28年度) (再掲)</b>
目的	「いつでも・どこでも・誰とでもスポーツ」を通じて、住民の健康増進を図ります。
概要	年齢や体力水準・健康状態に応じて、無理なく安全で手軽な運動やスポーツを取り入れることにより、より健康的で快適な生活を送っていただくため、講習会・教室等を開催します。また、指導者の派遣も積極的に行い『1人1スポーツ 元気琴浦！！』を目指します。

### 主要事業 1-2 母子保健の充実

具体的方策	妊婦・乳幼児健康診査や育児相談、訪問指導等各種保健指導を実施し、子育てに対する知識や技術を提供し、育児不安の軽減に努めます。 また、幼児虐待や発達障がいのある子ども等に対する支援の充実を図るため、医療機関、児童相談所、中部療育園、保育園、幼稚園、学校、地域との連携を強化します。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
2-①	<b>母子保健事業(平成24年度～28年度)</b>
目的	妊婦や就学前までの幼児を対象に、各種健康診査、相談、訪問指導等を実施します
概要	子育てに対する知識や技術を提供し育児不安の軽減を図るとともに、疾病の早期発見及び療養への支援を行います。

2-②	発達支援事業(平成24年度～平成28年度)
目的	エール巡回相談、遊びの教室などを実施し、子育て不安の解消に努めます。
概要	エール巡回相談、遊びの教室などを実施するとともに、各保育園、こども園にコア・リーダーを育成します。支援をスムーズに行うことができるよう担当者連絡会を開催し、関係機関の連携を図ります。

### 主要事業 1-3 地域医療体制の充実

具体的方策	鳥取県、消防署、医療機関等との連携・協力を図り、救急処置・移送体制の整備・充実並びに休日・夜間の医療体制の充実に取り組みます。 また、町内医療体制の充実に図るとともに、町内医療機関と連携し、日頃の健康管理のため、かかりつけ医の奨励と在宅医療の充実に取り組みます。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
3-①	町内医療体制充実事業(平成24年度～28年度)
目的	町内医療体制のさらなる充実に図るとともに、町内医療機関との連携を図りながら、町民の健康づくりを推進します。
概要	町内医療体制を充実させるよう関係機関に働きかけるとともに、町内医療機関との協力のもと、かかりつけ医の奨励により、健康づくりや健診等の充実に努めます。
3-②	休日・夜間等救急医療体制充実事業(平成24年度～28年度)
目的	休日でも救急医療が24時間体制で提供できるよう医療体制の充実に図ります。
概要	鳥取中部ふるさと広域連合に委託し、中部医療機関が輪番制で休日急患診療を行います。
3-③	救急車医師同乗システム(平成24年度～25年度)
目的	救急医療サービスの充実と救命率の向上を図ります。
概要	心肺停止状態及び生命に危険が及ぶ状態の場合、医師が救急車に同乗して救急医療を行います。なお、山陰道の開通効果を検証し、システム全体の見直しを行います。

## 主要事業 1-4 医療費の助成

具体的方策	身体に障がいのある人、その他特に医療費の助成を必要とする者の健康の保持及び生活の安定を図るため、医療費の自己負担について助成します。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
4-①	特別医療費助成事業(平成24年度～平成28年度)
目的	身体に障がいのある人、その他特に医療費の助成を必要とする者に対し、自己負担金を助成することにより、その健康の保持と生活の安定を図ります。
概要	身体に障がいのある人、知的障がいのある人、精神に障がいのある人、ひとり親家庭、中学校卒業までの小児、特定疾患患者に対し、医療費の自己負担金を助成します。

## 主要施策 2 地域福祉の充実

### 主要事業 2-1 地域支え合い事業

具体的方策	社会福祉協議会や民生委員等との連携を図り、地域福祉ネットワークを推進し、地域福祉活動の充実を図ります。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
1-①	社会福祉協議会支援事業(平成24年度～平成28年度)
目的	地域福祉の中核を担う社会福祉協議会の支援を図りながら、地域支え合いの充実、ボランティア育成・組織の整備、リーダーの養成など地域福祉の充実を図ります。
概要	社会福祉協議会人件費、福祉センター等管理費、愛の輪・福祉委員事業、さわやか福祉基金事業、いきいきサロン事業、生きがいと創造事業等各種事業に対し、補助することで、事業運営の円滑な推進を図ります。 各事業において、独居高齢者・高齢世帯等の安否確認・見守りやボランティア育成、小地域の支え合い等を推進します。
1-②	地域福祉計画策定事業(平成28年度)
目的	地域福祉計画策定によって地域住民の福祉充実を図り、町民の福祉への推進、啓発を行います。
概要	住民と共に地域福祉計画を策定し福祉活動の推進を図り、住民参画への福祉の町づくりを行います。
1-③	民生委員活動事業(平成24年度～28年度)
目的	民生委員・主任児童委員により地域福祉活動の支援を図ります。

概要	民生委員、主任児童委員により低所得者、高齢者、母子世帯などの実態把握と援助活動、児童の保護など地域福祉活動を行い、各種研修会に積極的に参加し、部活動と支部会の委員相互の連携と、資質の向上に努め地域福祉の充実に努めます。 また、災害時要援護者(独居高齢者・高齢者世帯、障がい者等)を支援するため、災害時要援護者登録を推進し、災害時に援護の必要な人を見逃すことのないように事業を実施します。
1-④	<b>社会福祉施設借入金利子補助事業(平成24年度～28年度)</b>
目的	社会福祉施設の建設資金借入金利子補助を行います。
概要	社会福祉法人立石会に、特別養護老人ホームの建設資金借入金の償還利子に対する補助を行います。
1-⑤	<b>災害時要援護者支援事業(平成24年度～28年度) (再掲)</b>
目的	障がいのある人、ひとり暮らしの高齢者などが、災害時における支援を地域で受けられるようにするための制度により、安全・安心に暮らすことができる地域づくりを推進します。
概要	災害時要援護者台帳システムを整備し、災害時における地域ごとの要援護者の抽出、要援護者に対する必要な支援が早期に実施できるようにします。

## 主要事業 2-2 生活困窮者の自立支援

具体的方策	景気低迷により増加傾向にある生活困窮者(生活保護を受けている者)が自立した生活ができるよう、的確な就労支援、適正な支給を行います。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
2-①	<b>就労支援及び適正な支給事業(平成24年度～28年度) (新規)</b>
目的	関係機関と連携することで、生活保護制度との効果的な連携によりセーフティーネットを確立し住民生活を守ります。
概要	町福祉事務所設置により、就労支援員の活用、ハローワークとの連携で生活困窮者への的確な自立への支援を図ります。 生活困窮者に対する生活実態の把握を行うとともに適切な助言・指導に努めます。

## 主要施策 3 高齢者の生きがい対策、福祉の充実

### 主要事業 3-1 高齢者の社会参加の推進

具体的方策	伝統文化・技能の伝承などを通して、子どもたち等との世代間交流を推進します。 高齢者クラブ、スポーツや趣味の活動、シルバー人材センターなど高齢者の自主的活動を支援します。	
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)	
1-①	高齢者クラブ活動事業(平成24年度～28年度)	
目的	高齢者の健康と生きがいづくりを通して、子どもたち等との世代間交流を図ります。	
概要	高齢者クラブの活動の充実と発展を助長し、趣味活動・スポーツ等健康づくり・伝統文化・技能の伝承等を通して高齢者と地域の子どもの世代間交流を支援します。	
1-②	シルバー人材センター運営事業(平成24年度～28年度)	
目的	高齢者の福祉推進及び雇用就業対策を図ります。	
概要	高齢者が自己の知識と経験を活かして、地域社会の担い手として活躍するとともに、仲間づくりを通して就業環境の整備と交流を図ります。	

### 主要事業 3-2 元気高齢者の支援

具体的方策	高齢者の健康づくりや趣味の活動などの生きがい教室の開催、生きがい就労推進等、生涯現役のまちづくりを進めます。	
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)	担当課
2-①	高齢者のつどい事業(平成24年度～28年度)	
目的	地域の高齢者が福祉の推進と研修を図ります。	
概要	地域の高齢者が年1回一同につどい、講演・演芸等を行い、親睦を図ります。	
2-②	ふれあいいきいきサロン事業(平成24年度～28年度)	
目的	ふれあいいきいきサロンへの助成と運営支援を行います。	
概要	小地域よりさらに住民が集まりやすい集落ごとのサロンに対して支援し助成を行います。	

2-③	生きがいとふれあいの事業(平成24年度～28年度)
目的	元気な高齢者の閉じこもりを防ぎ、いきいきと暮らせるよう支援します。
概要	高齢者どうし、気の合う仲間や同じ趣味を持つ仲間が楽しく活動するための、活動の場の提供や趣味活動を支援します。
2-④	寿大学の開催(平成24年度～28年度)(再掲)
目的	高齢者が自ら意識を持って、生きがいを見い出せる学習機会を設けます。また、趣味活動を通じて仲間づくりを行います。
概要	定期的な講演会・実習活動を開催します。各専門コースで習得した技術や知識を披露できる機会を一般教養コースの中に取り入れます。

### 主要事業 3-3 在宅福祉の充実

具体的方策	認知症予防対策やリハビリテーションなど生活支援事業を総合的に実施し、高齢者の在宅支援に努めます。 地域包括支援センターは、居宅介護支援事業所や介護支援専門員との連絡調整を図り、介護体制の推進に努めます。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
3-①	介護予防特定高齢者事業(平成24年度～28年度)
目的	介護保険に移行しないよう、介護や支援が必要となるおそれのある高齢者を特定高齢者と位置づけ予防します。
概要	認知症の早期発見・予防教室により、認知症高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう支援します。また、高齢者専用マシンを使用してリハビリすることで、全身の基礎体力を向上させ、閉じこもりを予防します。
3-②	介護予防一般高齢者事業(平成24年度～28年度)
目的	介護保険の理念を広く普及し、高齢者が生涯健康で暮らしていけるよう支援します。
概要	琴浦町地域包括支援センターを中心に、高齢者の実態把握に努め、広く介護保険の理念である予防重視の知識と意識啓発に努めます。 高齢者クラブ等への健康教室や高齢者の低栄養予防に努め、介護家族への支援などを行います。 また、介護支援専門員や居宅介護事業所への指導・助言を行い、介護予防に努めます。
3-③	要介護者支援事業(平成24年度～28年度)
目的	介護保険の理念を広く普及し、高齢者がたとえ要介護の状態になっても、生涯、地域で健康に暮らしていけるよう支援します。

概要	高齢になり、介護サービスが必要となった場合でも、可能な限り社会とかかわりながら、いきいきと暮らせるよう、また高齢者の住み慣れた地域で暮らしたいという願いを実現できるように在宅福祉サービスを中心に各種事業の基盤を整備していきます。
----	--

## 主要施策 4 児童福祉・子育て支援対策の充実

### 主要事業 4-1 子育て支援対策の充実

具体的方策	子育て支援センターを整備・充実し、地域子育て仲間づくりや一時預かり制度の拡充など子育て支援活動の充実に努めます。育児休業の取得促進施策、ファミリー・サポート・センター事業などの充実に努めます。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
1-①	子育て支援センター(平成24年度～28年度)
目的	子育て支援センターの機能の充実に努めます。
概要	子育て支援センターを会場に、子育てに関する悩みや心配ごとの相談に応じます。保育園児と未就園児との交流、保護者同士やファミリーサポートセンター会員との交流事業を行います。子育てサークルへの支援を図ります。
1-②	一時保育事業の充実(平成24年度～28年度)
目的	保護者のやむを得ない事情により、一時的に保育が必要となった児童を保育園で預かります。
概要	保護者が利用しやすいように環境の整備を図るとともに、保護者のニーズの把握に努め、児童の育成を図ります。
1-③	放課後子どもプラン事業(平成24年度～28年度)
目的	地域の実態を把握し、学童保育の充実に努めます。
概要	地域ごとの学童保育の要望を調査し、地域の実情や要望に合った取組みを各地域の住民の方々と一緒に検討し、その充実に努めます。
1-④	ファミリー・サポート・センター事業の充実(平成24年度～28年度)(新規)
目的	ファミリー・サポート・センターの機能の充実に努めます。
概要	保護者が仕事と育児を両立できる環境や地域の中で子育てを支援できる体制としてファミリー・サポート・センターを勤保育園に設置しています。アドバイザーを設置し、会員相互間で育児支援を行うための調整を行い、子育て支援の充実に努めます。



1-⑤	<b>特別医療費助成事業(平成24年度～平成28年度) (再掲)</b>
目的	中学校卒業までの小児で医療費の助成を必要とする者に対し、自己負担金を助成することにより、その健康の保持と生活の安定を図ります。
概要	中学校卒業までの小児に対し、医療費の自己負担金を助成します。
1-⑥	<b>母子保健事業(平成24年度～28年度) (再掲)</b>
目的	妊婦や就学前までの幼児を対象に、各種健康診査、相談、訪問指導等を実施します。
概要	子育てに対する知識や技術を提供し育児不安の軽減を図るとともに、疾病の早期発見及び療養への支援を行います。

#### 主要事業 4-2 保育事業の推進

具体的方策	保育時間の延長など多様なニーズに対応した保育サービスや放課後児童クラブの充実、保育料の軽減等に努めます。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
2-①	<b>通常保育(平成24年度～28年度)</b>
目的	保育園では、仕事等で児童の面倒を見ることができない家庭の児童を預かります。
概要	小学校入学前(就学前)の0歳～5歳の児童を家庭の保護者にかわって保育することを目的とする施設で、児童の心身の健全な発達を図ります。第3子以降の保育料の無料化、保育料の引き下げ等により、保育料の軽減を図ります。
2-②	<b>延長保育事業(平成24年度～28年度)</b>
目的	保育時間の開園時期の始期及び終期の前後に保育需要のある児童への対応を図ります。
概要	全園で延長保育を実施しており、私立みどり保育園で1時間、他の園では30分の延長保育を実施しています。これからの利用者のニーズを把握し、延長時間の検討を行います。
2-③	<b>休日保育事業の充実(平成24年度～28年度) (新規)</b>
目的	休日において家庭での保育が困難な児童に対し、保育園で保育を実施します。
概要	休日において家庭での保育が困難な児童に対し、保育園で保育を実施することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援します。

2-④	病児・病後児保育事業の充実(平成24年度～28年度) (新規)
目的	病中または病気の回復期にあつて集団生活が困難な児童の保育をします。
概要	保育園に通園中で、病中または病気の回復期にあることから集団保育が困難な児童で、かつ保護者が勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童をお預かりし、児童の育成を図ります。

### 主要事業 4-3 保育園の整備

具体的方策	幼児一人ひとりの健やかな発達を促していくための環境の整備を行います。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
3-①	保育園の施設整備(平成24年度～28年度)
目的	保育園の施設整備を進めます。
概要	地域社会の中で家庭と保育園、小学校等が十分な連携を図り、就学前教育から小学校への一貫した教育体制を整備します。 保育園運営のあり方としては、次世代を担う子どもたちの生活環境や住民ニーズが多様化する中で、今後の社会情勢を鑑み、保育料の抑制や保護者負担の軽減につながる統廃合や指定管理者制度等の導入も検討し、保育園運営の円滑化を図ります。 保育園の統合、認定子ども園の運営は、保護者や住民の理解を得ながら進めていきます。

### 主要事業 4-4 子ども等に対する虐待対策

具体的方策	児童虐待に関する相談窓口を開設し、各専門機関と連携を図ることにより、被害の早期発見と迅速な支援を行います。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
4-①	虐待ネットワーク事業(平成24年度～28年度)
目的	住民に身近な地域において関係機関のネットワークを整備し、虐待の早期発見とサポートシステムを強化します。
概要	要保護児童対策地域協議会の充実を図り、児童虐待とその対応・援助の方法等を的確に行うためのネットワークの強化、児童虐待予防と啓発を図ります。
4-②	配偶者等からの暴力被害者相談事業(平成24年度～28年度) (再掲)
目的	配偶者等からの暴力被害者等が悩みを相談し、専門機関から適切な支援が受けられる環境を整備します。

概要	24時間虐待DV相談電話を設置し、配偶者等から暴力を受けている者が安心して相談できる環境を整えます。
----	--

## 主要施策 5 障がい者(児)福祉の充実

### 主要事業 5-1 障がい者在宅福祉の推進

具体的方策	障害者自立支援法に基づくホームヘルプ等の障害福祉サービスの充実とともに、相談支援等の地域生活支援事業の拡充に努め、障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざします。また、スポーツや文化活動への参加を促進するなど、障がいのある人の社会参加を推進します。	
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)	担当課
1-①	障がい者介護給付事業(平成24年度～28年度)	
目的	障がいのある人等の個々の障がいに応じ、必要なサービスが受けられるよう基盤整備と利用支援を行います。	
概要	居宅介護(ホームヘルプ)、短期入所(ショートステイ)等の個々の障がいのある人にとって必要なサービスを提供し、障がいのある人の在宅、施設生活の充実を図ります。	
1-②	障がい者訓練等給付事業(平成24年度～28年度)	
目的	障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活ができるよう必要な訓練等を実施します。	
概要	障がいのある人等の個々の能力及び適性に応じ、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等の訓練給付を行い、障がいのある人等の自立促進を図ります。	
1-③	障がい者地域生活支援事業(平成24年度～28年度)	
目的	相談支援、移動支援、地域活動支援センター等事業を地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施します。	
概要	障がいのある人等からの相談に応じるとともに、必要な情報提供等を行う事業、障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家庭の就労支援及び家族に休息を提供する日中一時支援事業、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付又は貸与、障がいのある人の移動を支援する事業、地域活動支援センター等を地域の実情に合わせて実施します。	

## 主要事業 5-2 バリアフリーのまちづくり

具体的方策	公共施設のバリアフリー化推進など障がいのある人や高齢者等にやさしいまちづくりに努めます。障がいのある人に対する理解を深めるため、広報・啓発活動を実施し心のバリアフリーを進めます。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
2-①	<b>福祉のまちづくり推進事業(平成24年度～28年度)</b>
目的	福祉のまちづくりを進めるため、町内施設のバリアフリー化を推進します。
概要	町内の公共施設等のバリアフリー化について点検を行い、改善を促進します。
2-②	<b>心のバリアフリー啓発事業(平成24年度～28年度)</b>
目的	障がいのある人に対する理解を深めるため、広報啓発活動を実施します。
概要	障がいのある人に対する予断や偏見を取り除き、理解を深めるため、バリアフリー、ユニバーサルデザイン(※)等についてのパンフレット作成や研修会を開催します。
2-③	<b>県立琴の浦高等特別支援学校の開校支援(平成24年度～28年度) (再掲)</b>
目的	県立琴の浦高等特別支援学校の開校を契機に、人権尊重のまちづくりを推進する体制づくりに努めます。
概要	平成25年4月に旧赤碕高等学校跡地に開校する県立琴の浦高等特別支援学校は、知的障がいの程度の軽い高校生を対象に専門的な職業教育を行い就職や社会的自立をめざします。 町ではこれを契機に、多様な障がいの特性を理解し必要な支援や配慮を実施することにより障がいのある人が尊重される地域づくりを目指します。また、生徒の実習受入企業の確保、協力施設との連携、協力体制の整備を図ります。

(※)ユニバーサルデザイン 文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるように施設・製品・情報を設計すること

## 主要施策 6 母子・父子福祉の充実

### 主要事業 6-1 母子・父子家庭への支援

具体的方策	母子・父子家庭の生活の安定と向上を図るとともに、児童が心身ともに健やかに成長するよう必要な諸条件を整え、支援する施策を推進します。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
1-①	母子会助成事業(平成24年度～28年度)
目的	母子会活動を推進し、母子家庭等の問題解決や生活の安定に向け援助支援を行います。
概要	母子会活動を通して、母子家庭等の相互連携と親睦を深めます。また、支援制度等についての情報提供、関係団体等への連絡体制の整備を図ります。
1-②	ひとり親家庭小中学校入学支度金助成事業(平成24年度～28年度)
目的	ひとり親家庭の健全な育成を図り、福祉の向上を推進します。
概要	小学校・中学校に入学する児童・生徒を養育している配偶者のいない者(ただし生活保護及び所得税を納めているものを除く)に対し、入学支度金を支給します
1-③	特別医療費助成事業(平成24年度～28年度) (再掲)
目的	ひとり親家庭で医療費の助成を必要とする者に対し、自己負担金を助成することにより、その健康の保持と生活の安定を図ります。
概要	ひとり親家庭に対し、医療費の自己負担金を助成します。

～ 2) 人権意識の高揚 ～

主要施策 7 人権意識の高揚

主要事業 7-1 人権尊重のまちづくり

具体的方策	あらゆる差別をなくする総合計画及び実施計画に基づき、人権尊重のまちづくりを総合的に進めます。また、現計画の計画期間終了後、次期総合計画及び実施計画を策定します	
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)	担当課
1-①	人権・同和教育に関する意識調査(平成24年度～28年度)	
目的	これまでの人権・同和教育の取り組みの成果と課題を明らかにし、調査後のより効果的な人権・同和教育の推進を図ります。	
概要	人権・同和教育に関する第2回意識調査を平成26年度に実施します。その調査結果を、次期あらゆる差別をなくする総合計画及び実施計画や各種研修会等の企画の基礎資料としたり、町人権・同和教育推進協議会広報紙等の住民への啓発資料としたりなど人権・同和教育推進に活用を図ります。	
1-②	県立琴の浦高等特別支援学校の開校支援(平成24年度～28年度)(新規)	
目的	県立琴の浦高等特別支援学校の開校を契機に、人権尊重のまちづくりを推進する体制づくりに努めます。	
概要	平成25年4月に旧赤碕高等学校跡地に開校する県立琴の浦高等特別支援学校は、知的障がいの程度の軽い高校生を対象に専門的な職業教育を行い就職や社会的自立をめざします。 町ではこれを契機に、多様な障がいの特性を理解し必要な支援や配慮を実施することにより障がいのある人が尊重される地域づくりを目指します。また、生徒の実習受入企業の確保、協力施設との連携、協力体制の整備を図ります。	
1-③	あらゆる差別をなくする総合計画策定(平成24年度～28年度)	
目的	部落差別撤廃への施策推進とあらゆる差別の解決のための総合施策を計画的に推進するため、「琴浦町あらゆる差別をなくする総合計画」を策定します。	
概要	平成17年度に策定した「琴浦町あらゆる差別をなくする総合計画」、平成23年度に策定した「琴浦町あらゆる差別をなくする実施計画(後期分)」に基づく施策について総合的・計画的な推進のため実施状況の把握・点検を行い、次期総合計画を平成27年度に策定します。	
1-④	あらゆる差別をなくする実施計画策定(平成24年度～28年度)	
目的	部落差別撤廃への施策推進とあらゆる差別の解決のための総合施策を計画的に推進するため、「琴浦町あらゆる差別をなくする実施計画」を策定します。	
概要	平成17年度に策定した『琴浦町あらゆる差別をなくする総合計画』、平成23年度に策定した『琴浦町あらゆる差別をなくする実施計画(後期分)』に基づく施策について総合的・計画的な推進のため実施状況の把握・点検等を行い、次期実施計画を平成28年度に策定します。	

1-⑤	人権擁護活動の推進(平成24年度～28年度)
目的	人権擁護委員等との連携による人権啓発や人権擁護の活動を促進します。
概要	人権擁護のための街頭啓発、人権相談等の取組みを行います。

### 主要事業 7-2 人権・同和教育推進体制の整備・充実

具体的方策	指導者・推進者の養成により推進体制の整備及び充実を図り、行政、学校、企業、各団体、地域等の連携による人権・同和教育の推進啓発に努めます。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
2-①	人権・同和教育推進研究事業(平成24年度～28年度)
目的	町人権・同和教育推進協議会及び各地区人権・同和教育(同和教育)推進研究協議会に対し、人権・同和教育の推進・研究委託を行い、町並びに各地区における人権・同和教育の推進を図ります。
概要	町人権・同和教育推進協議会及び各地区人権・同和教育(同和教育)推進研究協議会に対し、人権・同和教育の推進・研究委託を行うとともに、連携を緊密にし推進体制の整備及び充実を図ります。 とりわけ、主要事業である人権・同和教育部落懇談会(小地域懇談会)の推進体制の充実に向けて、事前研修会による推進的立場の者の資質の向上を図ります。
2-②	指導者・推進者養成講座等の実施(平成24年度～28年度)
目的	指導者・推進者養成講座の実施や、県内外の各種大会等への派遣により推進的立場の者の資質の向上を図ります。
概要	行政職員、教職員、各部落の人権・同和教育推進員、社会教育関係者などを対象に、人権・同和教育講座の実施や、県内外で行われる各種大会等への派遣を行い、推進的立場の者の資質の向上を図ります。 人権・同和教育講座においては、今後の推進に活かせるよう、受講者から高い満足度が得られるよう内容の充実を図ります。
2-③	県・町の部落解放月間(週間)中の啓発(平成24年度～28年度)
目的	鳥取県部落解放月間、琴浦町部落解放週間中に、啓発ワッペンの着用などの啓発活動を行い、住民の人権意識の高揚を図ります。
概要	鳥取県部落解放月間、琴浦町部落解放週間(人権週間期間)中に、園児、児童、生徒、役場職員等による啓発ワッペンの着用、懸垂幕や看板の設置、人権・同和教育講座の開設等を行い、住民啓発を図ります。 啓発活動を一過性にするのではなく、毎年、継続した取組みを行い、住民への期間の定着を図り、家庭や職場等で人権について考える機会づくりに努めます。

### 主要事業 7-3 人権施策・同和対策事業の推進

具体的方策	人権啓発、福祉の向上、住民交流の拠点としての文化センター事業の充実、生活相談員の設置、進学奨励金給付事業等各種制度の実施など人権施策・同和対策事業を総合的に推進します。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
3-①	文化センター事業(平成24年度～28年度)
目的	文化センター事業、相談事業の充実に努め、人権啓発の推進、福祉の向上、住民交流の促進を図ります。
概要	部落解放文化祭や各種講座等の開催、教室活動の促進、相談事業の実施などにより、町民への学習機会の提供・拡充、福祉の向上、住民交流の促進を図ります。 また、学校、家庭、地域と連携して学習会や児童館活動等を実施し、子どもの進路保障と地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりを推進します。 部落解放文化祭においては、多くの町民が来館する文化祭にするため内容の充実を図るとともに、地域とのつながりを深めます。
3-②	進学奨励金給付事業(平成24年度～28年度)
目的	経済的理由により修学が困難な人に琴浦町進学奨励金を給付することにより、修学の途を開き、社会に有用な人材の育成を図ります。
概要	高等学校、高等専門学校に在学する町民、及び同和地区出身者等で、大学、大学院、専修学校等に在学する町民に対して進学奨励金を給付(所得制限有)し、生徒の教育を受ける権利の保障と保護者の子育て支援を図ります。

### 主要事業 7-4 配偶者等からの暴力被害者相談事業

具体的方策	配偶者等からの暴力被害者の相談窓口を開設し、各専門機関と連携を図ることにより、被害の早期発見と迅速な支援を行います。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
4-①	配偶者等からの暴力被害者相談事業(平成24年度～28年度)(新規)
目的	配偶者等からの暴力被害者等が悩みを相談し、専門機関から適切な支援が受けられる環境を整備します。
概要	24時間虐待DV相談電話を設置し、配偶者等から暴力を受けている者が安心して相談できる環境を整えます。



主要事業 7-5 在住外国人の支援（新規）

具体的方策	在住外国人の生活の安定と向上を図りながら、支援する施策を実施します。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
5-①	在住外国人支援事業(平成24～28年度)（新規）
目的	町内在住の外国人の生活の安定及び向上をめざします。
概要	町内在住の外国人を対象に、町内めぐりをしながら日本の文化に触れてもらい、琴浦町の生活情報等を提供しながら、どんなことでも気軽に相談できる交流広場等を定期的 に開催します。 日本語クラスを開催し、日常会話と生活によく使う漢字の学習の場を提供します。

## 基本施策 4 『誇り高く心豊かな人を育むまちづくり』

### 主要施策 1 幼児教育の充実

#### 主要事業 1-1 幼児教育の推進啓発

具体的方策	家庭、地域での子育ての支援を行うため、学習会等の開催、育児相談、子育てボランティアの育成を行い、幼児教育の推進啓発を図るとともに、保幼一元化を目指して、認定こども園方式等を含めて検討を行います。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
1-①	幼児期からの学びの基礎を育むプログラムの推進(平成24年度～28年度)
目的	小1プロブレム(※)の解消に向けて、幼児教育の内容を充実させるとともに、小学校への接続を円滑にします。
概要	幼児期から小学校低学年にかけて、子どもの発達をプログラム化し、保育や家庭での子育ての充実を図ります。

(※)小1プロブレム 小学校に入学したばかりの小学1年生が集団行動が取れない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態が数カ月継続する状態

#### 主要事業 1-2 交流連携

具体的方策	地域社会において、家庭、保育園、幼稚園、小学校が連携を図り、交流を行い、地域に根ざした幼児教育の振興を図ります。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
2-①	保小中学校の連携強化事業(平成24年度～28年度)
目的	児童生徒の生活や学力実態を把握するとともに、学校・家庭・地域が一体となって、確かな学力の向上をめざします。
概要	就学前の教育に関わる「学びの基礎」、義務教育に関わる「ことら9推進プラン」等の教育プログラムの工夫改善や、関係課との連携を図りながら、保小中を通した一貫性のある教育活動を推進します。 また、保小連携プログラムを保育活動に生かすとともに、発達段階に即して幼児へのかかわり方について保護者と一緒になって実践的な研究を進め、保護者啓発を図ります。

## 主要施策 2 学校教育の充実

### 主要事業 2-1 教育環境の整備

具体的方策	教育施設、環境整備の充実を行い、学力向上を図るとともに、情報教育、国際理解教育や地域社会とふれあいを深める教育の推進を図ります。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
1-①	<b>小学校統合プラン推進事業(平成24年度～26年度) (新規)</b>
目的	過小規模校の解消を図り、活力ある学校づくりをめざします。
概要	小学校統合プランについて、保護者や住民の理解を得ながら、活力ある新たな学校の創設に向けて取組みを進めます。
1-②	<b>語学指導外国青年招致事業(平成24年度～28年度)</b>
目的	言葉、文化、習慣の違いを認識し、国際感覚の高揚を図ります。
概要	外国語指導助手を招致し、小中学生の語学力を高めるとともに、町民の外国文化を知る機会をつくります。
1-③	<b>教育施設の改修、設備の更新事業(平成24年度～28年度)</b>
目的	老朽施設の改修、維持修繕及び設備の更新を図ります。
概要	老朽化施設の改築、維持修繕、各小・中学校パソコンの更新を行い教育環境、情報教育の向上を図ります。
1-④	<b>給食センター管理事業(平成24年度～平成28年度)</b>
目的	給食センターの効率的運営を行います。
概要	近隣市町村の管理状況を調査検証し、効率的で安全、安心な給食体制の充実を図ります。

## 主要事業 2-2 確かな学力の向上

具体的方策	児童生徒の生活や学力の実態把握に努め、学校・家庭・地域が連携を図りながら確かな学力の向上を図ります。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
2-①	<b>指導主事の配置事業(平成24年度～28年度)</b>
目的	児童生徒の生活や学力実態を把握するとともに、学校・家庭・地域が一体となって、確かな学力の向上をめざします。
概要	学校、家庭、地域の連携を推進するとともに、各小中学校と成果と課題を共有しながら指導助言を行い、2人体制のもとで学校教育の充実を図ります。
2-②	<b>人権尊重まちづくり支援員(特別支援教育等に係る相談員)の配置事業(平成24年度～28年度)(再掲)</b>
目的	特別支援教育の充実を図ります。
概要	人権尊重まちづくり支援員(特別支援教育等に係る相談員)を配置し、特別な支援の必要な児童生徒についての相談や就学指導の充実を図ります。また、保護者や関係者、関係機関と連携し、支援体制を整備するとともに、特別支援教育についての啓発を図ります。 県立琴の浦高等特別支援学校の開校に伴い、理解・支援ができるように研修会などを実施し啓発を図り企業の協力・連携に努めます。

## 主要事業 2-3 人権・同和教育の推進

具体的方策	学校教育における人権・同和教育を全教科・全領域にわたり総合的に推進します。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
3-①	<b>人権教育主任会等による連携強化(平成24年度～28年度)</b>
目的	町小・中学校人権教育主任会等により、小・中学校、保育園、幼稚園の連携を深め、一貫した人権・同和教育の推進を図ります。
概要	町小・中学校人権教育主任会や、町人権・同和教育推進協議会学校幼保部会の活動を通して、各校・園の縦と横の連携を深め、一貫して児童生徒の発達段階をふまえた人権・同和教育の推進を図ります。 町小・中学校人権教育主任会においては、「児童生徒に育てたい資質・能力」の町共通項目に基づく年間指導計画の見直しを継続的に行い、教育活動の充実を図ります。
3-②	<b>人権教育推進員配置事業(平成24年度～28年度)(再掲)</b>
目的	学校・社会教育における人権・同和教育の学習内容の充実と学習機会の拡充を図るため、人権教育推進員を2人配置します。

概要	人権教育推進員の小・中学校授業研究会等における指導・助言、ゲストティーチャー(※)としての授業での講演等の活動により、教師の指導方法の工夫改善や学習内容の充実を図り、「児童生徒に育てたい資質・能力」の育成に結びつく授業の創造や年間指導計画の改善につなげます。
3-③	新任・転任教職員現地研修会等の実施(平成24年度～28年度)
目的	新任・転任教職員人権・同和教育現地研修会等により教職員の資質の向上を図ります。
概要	新任・転任教職員人権・同和教育現地研修会の実施や、差別をなくする町民のつどいなどの各種大会等への参加促進により研修機会を充実させ、教職員の資質の向上を図ります。この研修会においては、本町の教育方針を共通理解するとともに、自分自身を振り返ることで、研修後の学校での児童生徒への指導の充実を図ります。

(※)ゲストティーチャー 小中学校の授業やクラブ活動に招かれる民間人講師

### 主要事業 2-4 教育相談

具体的方策	いじめ、不登校、発達の遅れや障がい、就学等に関する支援の充実を図ります。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
4-①	心の教育相談員の配置事業(平成24年度～28年度)
目的	教育相談活動の充実を図ります。
概要	いじめや不登校等、児童生徒、保護者の悩みに応じた相談を行い、居場所づくりに取り組みながら、学校への不応適や不登校の未然防止等に努めます。
4-②	人権尊重まちづくり支援員(特別支援教育等に係る相談員)の配置事業(平成24年度～28年度)(新規)
目的	特別支援教育の充実を図ります。
概要	人権尊重まちづくり支援員(特別支援教育等に係る相談員)を配置し、特別な支援の必要な児童生徒についての相談や就学指導の充実を図ります。また、保護者や関係者、関係機関と連携し、支援体制を整備するとともに、特別支援教育についての啓発を図ります。県立琴の浦高等特別支援学校の開校に伴い、理解・支援ができるように研修会などを実施し啓発を図り企業の協力・連携に努めます。

## 主要事業 2-5 地域に根ざした教育活動

具体的方策	地域の教育資源の発掘や活用を進めるとともに、学校と地域が一体となった教育活動を展開します。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
5-①	<b>地域に根ざした豊かな教育活動の展開(平成24年度～28年度)</b>
目的	地域のよさに気づいたり、地域に暮らす人々の生き方に学んだりする教育活動を創造します。
概要	地域のよさや地域に暮らす人々の生き方を教材化し、各学校の教育活動に活かしながら、子どもたちの豊かな心を育みます。
5-②	<b>地域で育む学校支援ボランティア事業(平成24年度～28年度) (新規)</b>
目的	地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えます。
概要	学校の実態に応じて、学校支援ボランティアを配置し、生活支援や学習支援、環境整備、安全パトロールなど、学校と地域が協力して子どもたちへきめ細かな指導や支援を行います。
5-③	<b>一斉学習公開の実施(平成24年度～28年度)</b>
目的	地域に開かれた学校をめざし、積極的な情報発信を行います。
概要	年2回、すべての小・中学校で一斉学習公開日を設け、外部評価を取り入れながら、地域に根ざし開かれた学校をめざします。

## 主要施策 3 生涯学習の充実

### 主要事業 3-1 地域と連携した社会教育の推進

具体的方策	子どもたちを取り巻く諸課題に対して、家庭のみならず子どもに関わる機関・組織・地域が連携した社会教育を推進し、住みよい地域づくりにつなげます。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
1-①	<b>社会教育の推進による地域づくり(平成24年度～28年度)</b>
目的	地域に根付いた社会教育を通じて明るい家庭や住みよい地域づくり、青少年健全育成を推進します。

概要	少年育成員会やスクールガードリーダー、地域安全パトロール隊による子どもの見守り活動を実施します。また、10秒の愛キャンペーン推進による地域ぐるみでの家庭教育の充実を図ります。 花づくり講座・コンクールを実施し、花いっぱいの魅力ある町づくりを推進します。
1-②	<b>放課後子ども教室推進事業(平成24年度～28年度)</b>
目的	放課後子ども教室の推進により、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。
概要	地域の方々の参画を得て、地区公民館における放課後・週末の子どもの居場所作りや長期間の通学合宿を行い、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供します。

### 主要事業 3-2 生涯にわたる学習機会の提供

具体的方策	生涯の発達段階に応じた学習機会の提供と学習内容の充実を図ります。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
2-①	<b>まなびタウンPC教室実施事業(平成24年度～28年度)</b>
目的	まなびタウンとうはくを会場にしたパソコン講習を開催し、情報化時代に対応した講習会及びまなびタウンの活用を図ります。
概要	パソコンの取扱いの熟練度に合わせた講座の開設を行います。
2-②	<b>生涯学習センター展示事業(平成24年度～28年度)</b>
目的	本物の芸術に触れる機会を設け、各種グループの町民作品展を開催し、芸術文化の発展を図ります。
概要	各種グループの町民作品展の開催、企画展の開催を行います。図書館などの各種企画展と協力連携を図り、より効果的に展示事業を行えるようにします。
2-③	<b>寿大学(平成24年度～28年度)</b>
目的	高齢者が自ら意識を持って、生きがいを見い出せる学習機会を設けます。また、趣味活動を通じて仲間づくりを行います
概要	定期的な講演会・実習活動を開催します。各専門コースで習得した技術や知識を披露できる機会を一般教養コースの中に取り入れます。
2-④	<b>子ども健やか育成事業(平成24年度～28年度)</b>
目的	青少年の体験活動や自主的な活動推進、保護者への家庭教育講座の実施により子どもや保護者に対して学習機会の提供を行います。

概要	ものづくり道場や子ども会リーダー研修、中学生・高校生によるジュニアリーダー養成などの学習活動により、青少年の自主的な活動や体験活動の充実を図ります。 小・中学校参観日など学校行事に合わせた家庭教育講座を実施し、年齢に応じた子どもとの関わりについて学習機会を設け、子育てへの不安を軽減します。
2-⑤	女性教育の充実(平成24年度～28年度)
目的	女性が個性と能力を発揮し、積極的な社会参加ができるよう学習機会の充実等による機運醸成を行います
概要	女性組織の活動支援継続及び、新しい世代に注視した学習活動展開による、より幅広い世代の社会参加・参画機運醸成を進めます。 同時に、県等主催のリーダー研修機会への派遣や、審議会・委員会等への女性登用を図り、リーダー育成に努めます。

### 主要事業 3-3 公民館活動の促進

具体的方策	個人の生涯期にわたる身近な学習拠点として充実を図ります。また、地域課題解決のため住民が集い・参画する活動を支援します。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
3-①	公民館活動(平成24年度～平成28年度)
目的	地域住民の身近な生涯学習施設として、地域課題や生涯各期の自己学習の場として、「集い・学び・結び」活動を推進します。
概要	自己実現を行うための各種講座の開催及び地域住民の交流促進を図るための各種大会・イベントを開催します。また身近な地域課題の共通認識化を図る場づくりを進めます。

### 主要事業 3-4 図書館活動の充実

具体的方策	図書館の施設整備の充実を行い、本に慣れ親しむ機会を提供するとともに、小・中学校と連携をとり読書活動の推進を図ります。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
4-①	図書館活動事業(平成24年度～28年度)
目的	地域や住民の課題解決を支援するために、特設コーナーの資料の充実を図り、資料相談、各種相談会、講演会を実施し幅広い情報が得られる拠点として充実を図ります。
概要	図書、雑誌、視聴覚資料などを充実し、町民の読書・学習・調査等に応えます。 移動図書館車による遠隔地の巡回により利用者の利便性を図ります。 町民に必要とされる資料が提供できるよう自館所蔵資料だけでなく、図書館ネットワーク、協力機関とのネットワークを活用し、住民が手に入れたい情報の要求に応えます。
4-②	学校図書館推進支援事業(平成24年度～28年度)



目的	小・中学校と連携をとり、出前おはなし会、団体貸出、レファレンス(※)業務を充実し、学校図書館を支援します。
概要	学校図書館が児童生徒にとって使いやすい、楽しい、読書や学習の場となるよう支援します。 具体的には、①移動図書館車の巡回、②出前おはなし会の実施、③団体貸出の充実、④学習支援のためのリクエスト対応の充実 に努めます。
4-③	子ども読書活動推進事業(平成24年度～28年度)
目的	子どもが「本と出会い、読書を楽しむ」きっかけをつくるとともに、すべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において、自ら進んで読書活動を行うことができる環境を推進します。
概要	子ども読書活動推進計画(対象はおおむね18歳以下のすべての子ども)に基づき、家庭・地域・学校などの町民及び諸団体が計画の目的を達成するため施策を推進します。 4つの施策は次のとおり(1)子どもが読書に親しむための機会の提供と充実(2)子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実(3)子どもの読書活動を支える人の育成(4)子どもの読書活動推進についての啓発・広報

(※) レファレンス 図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのもの、あるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務

## 主要施策 4 人権・同和教育の充実

### 主要事業 4-1 人権・同和教育の推進啓発

具体的方策	家庭、保育園、幼稚園、学校、地域社会、職場等において、一貫した方針のもと各種講演会や研修会の開催等を行い、人権・同和教育の推進啓発を図ります。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
1-①	人権・同和教育推進事業(平成24年度～28年度)
目的	各種講演会、研修会などの開催等により、住民への学習機会を提供し、人権・同和教育の推進啓発を図ります。
概要	差別をなくする町民のつどいや人権・同和教育部落懇談会など各種講演会や研修会等の開催、町人権・同和教育推進協議会広報紙の発行、社会教育関係団体や企業等の自主的な学習の支援・促進(講師料の助成、啓発ビデオの貸出し等)により、住民への学習機会の提供と人権啓発を図ります。 差別をなくする町民のつどいにおいては、次年度の参加につながる高い満足度が得られる集会とするため内容の充実を図ります。

## 主要事業 4-2 人権・同和教育の学習内容の充実

具体的方策	学校・社会教育における人権・同和教育の学習内容の充実と学習機会の拡充を図るため、人権教育推進員を設置します。指導者・推進者である同推進員の資質の向上を図るため、各種研修会への派遣等を行います。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
2-①	人権教育推進員設置事業(平成24年度～28年度)
目的	学校・社会教育における人権・同和教育の学習内容の充実と学習機会の拡充を図るため、人権教育推進員を2人設置します。
概要	人権教育推進員が、町が実施する各種講演会・研修会等の企画や住民意識調査の分析・考察、PTA等の社会教育団体や企業の自主的な学習への支援(研修会での講演や指導、研修内容への助言等)を行うことにより、学習内容の充実と学習機会の拡充を図ります。 同推進員の県内外の各種大会への派遣等により資質の向上を図り、今後の研修会等の企画、講演や指導の充実を図ります。

## 主要事業 4-3 同和問題解決に向けた教育啓発

具体的方策	同和問題に対する正しい理解と認識を深め、同和問題を自らの問題として解決しようと行動できる町民の育成に努めます。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
3-①	人権・同和教育推進事業(平成24年度～28年度)
目的	各種講演会や研修会の開催等により同和問題の学習機会をつくり、同和問題解決へ向けて行動できる町民の育成に努めます。
概要	平成22年7月に定めた「琴浦町の人権教育」に基づき、同和問題解決へ向けた取組みが引き続き重要であることを周知啓発します。 また、人権・同和教育部落懇談会などの各種講演会や研修会の開催等により、同和問題を自らの問題として解決しようと行動できる町民の育成に努めます。

## 主要施策 5 地域文化の振興

### 主要事業 5-1 文化財の保存継承

具体的方策	国・県・町指定の有形・無形文化財等の保護を行い、地域の文化遺産を後世に伝えるとともに、文化財の活用等を行います。各種開発事業と埋蔵文化財保護との調整を図るため試掘調査や全面発掘調査を実施して、埋蔵文化財の保護を行います。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
1-①	町内文化財保護事業(平成24年度～28年度)

目的	文化財の保存・保護・活用を図ります。
概要	文化財保護審議会を中心に、町内の文化財の保存・保護・活用を図り、新たな文化財の指定を行います。また、河本家住宅などの指定文化財の修理等を行い、保存・保護を図ります。 民俗資料、考古資料等を活用し、歴史民俗資料館で企画展や常設展を行います。
1-②	<b>町内遺跡発掘調査事業(平成24年度～28年度)</b>
目的	埋蔵文化財を保護します。
概要	各種開発事業に伴い、試掘調査を実施して文化財保護と開発事業との調整を図ります。 また必要な場合は、全面発掘調査を実施し、記録保存を図ります。

### 主要事業 5-2 地域文化の振興

具体的方策	文化活動者・団体の育成・活動支援及び新規活動者の確保を推進するとともに、地域伝統行事の保存・継承活動の支援を行い、文化活動を促進します。 カウベルホールを活用した文化事業を推進し、文化芸術の機会を充実させ、文化に親しむ環境の整備を行います。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
2-①	<b>文化講座及び体験型事業の実施(平成24年度～28年度)</b>
目的	町民の創造性豊かな文化活動の支援及び新規活動者の確保を推進するとともに、地域伝統行事の活動支援を行います。また、文化芸術鑑賞機会の充実に努めます。
概要	町内各文化活動団体の新規活動者確保のため、文化講座を開催するとともに、子どもたちを対象とした地域伝統行事の体験型事業を開催します。
2-②	<b>文化祭等の実施(平成24年度～28年度)</b>
目的	町民の創造性豊かな文化活動の支援及び新規活動者の確保を推進するとともに、地域伝統行事の活動支援を行います。また、文化芸術鑑賞機会の充実に努めます。
概要	文化活動者の発表を行う場所の提供を行います。
2-③	<b>アウトリーチ(※)と文化芸術公演の連携事業の実施(平成24年度～28年度) (新規)</b>
目的	町民の創造性豊かな文化活動の支援及び新規活動者の確保を推進するとともに、地域伝統行事の活動支援を行います。また、文化芸術鑑賞機会の充実に努めます。
概要	町内公共施設等で積極的にアウトリーチ事業を実施し、普段、文化芸術に触れる機会の少ない人へ広めていくとともに、カウベルホールで優れた文化芸術公演を開催します。

(※)アウトリーチ 公的機関、公共的文化施設などが行う地域への出張サービス。例えば公共ホールがプロのアーティストを地域の学校や福祉施設に派遣してワークショップ、ミニコンサートなどを行う普及活動

## 主要施策 6 スポーツ・レクリエーションの振興

### 主要事業 6-1 社会体育施設の整備

具体的方策	既存社会体育施設の有効利用を図るため、各競技の基準から外れているコート等の整備を行います。各競技別施設の基準となる規格等(備品含む)の再チェックを行い、基準に合致しない施設の整備を行います。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
1-①	社会体育利用施設管理事業(平成24年度～28年度)
目的	町民が安全にスポーツに親しみ、地域のコミュニケーションの場となるよう施設整備を行います。
概要	経年による施設の老朽化等に伴い、社会体育施設の点検を実施し、安全に町民が使用できるよう修繕・整備を行います。また、各スポーツ競技のルール改正に伴う、競技規格コート・野球掲示板等の整備を行います。

### 主要事業 6-2 スポーツ・レクリエーションの推進啓発

具体的方策	体育協会を中心として、各種大会、教室等を積極的に開催するとともに、学校及び社会体育施設を開放し地域住民の健康増進を図ります。また、県内外の大会及び研修会等にも積極的に派遣します。 各種公認の認定員・審判員・指導員の確保を図るため、講習会等に派遣します。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
2-①	町民体力づくり運動推進事業(平成24年度～28年度)
目的	いつでも・どこでも・誰とでもスポーツを通し、住民の健康増進を図ります。
概要	年齢や体力水準・健康状態に応じて、無理なく安全で手軽な運動やスポーツを取り入れることにより、より健康的で快適な生活を送っていただくため、講習会・教室等を開催します。また、指導者の派遣も積極的に行い『1人1スポーツ 元気琴浦!!』を目指します。

## 基本施策 5 『住民が自らつくる活力あるまちづくり』

### 主要施策 1 住民参画・地域活動の推進

#### 主要事業 1-1 自治基本条例の制定

具体的方策	町の自治の基本理念、町民・議会・行政のそれぞれの役割と責務、町民の町政への参画と協働の仕組みなどを策定します。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
1-①	自治基本条例の制定(平成24年度～28年度) (新規)
目的	自治の基本理念や基本原則等を定めた自治基本条例を、広く町民の意見を集約しながら制定します。
概要	琴浦町自治基本条例を制定するため、策定委員会で町民の意見を集約し、条例の素案をまとめて町長へ提言します。町長は提言をふまえて条例案を作成し、議会へ提案します。条例制定後は、啓発活動の推進を図ります。

#### 主要事業 1-2 地域づくり活動支援事業

具体的方策	地域の活性化に向けた住民主体の活動を推進するため、地域づくり団体やNPO等の育成を行うほか、各種団体等の自発的な取組みを支援します。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
2-①	町民、NPO主導の地域づくりの促進(平成24年度～28年度)
目的	地域が持つ多様な自然資源、人文資源を発掘、加工し、地域おこしに結びつけるために活動する住民、活動団体、NPOなどの団体を支援します。
概要	健全な地域の発展を推進する主体的な取組みを支援し、地域づくりなどに取り組む機運を醸成し、町民一人ひとりが充実感を感じられる地域、環境を創造することにより、活力あるまちづくりを推進します。 また地域づくり団体やNPOなどを育成し、自治会活動の充実を図るため、各種団体の連携した取組みや新たにに取り組む団体を支援するための仕組みを構築します。

#### 主要事業 1-3 情報共有の推進

具体的方策	情報公開を積極的に推進するため、各種計画案の内容を事前に住民に周知するとともに、主な事務事業の経費を住民に分かりやすく公開します。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
3-①	広報活動の推進(平成24年度～28年度)

目的	町政に関する情報を町民に知ってもらい、町政への理解と協力を求めます。また、町の施策や催事などをタイムリーに伝えます。報道機関を活用した広報活動を実施することにより、町の知名度アップに努めます。
概要	町の姿勢を表す、町民に知ってほしい、一緒に考えてほしい事項を中心に、行政情報やイベント情報などを掲載した広報紙を発行します。読者の感想や意見などを求めるひとつの手段として、プレゼント企画を実施します。 町公式ホームページや行政放送、TCC文字放送等により、行政情報、イベント情報などを迅速かつ的確に伝達します。 また、話題性のある情報を、新聞社やテレビ局等の報道機関に積極的に提供します。
3-②	「町民の声」制度の運用(平成24年度～28年度)
目的	広く住民の意見を聴取します。
概要	「町民の声」箱を役場本庁舎、分庁舎、まなびタウンとうはくに設置します。提案された意見については、担当部署で回答します。 また町民からの意見と町からの回答については、町ホームページを通じて広報します。
3-③	パブリック・コメント(※)制度の運用(平成24年度～28年度)
目的	町行政に住民の意見を取り入れる機会を増やします。
概要	町行政の基本的な計画等の作成、変更などに関しては、素案段階で広く住民に周知するとともに、これに対する意見を聴取し、必要に応じて意見に対応します。 また素案、意見の概要とそれに対する町の方針等については、ホームページなどを通して広報します。
3-④	予算・決算等の広報(平成24年度～28年度)
目的	町の予算・決算等を分かりやすく住民に周知・公開します。
概要	町報4月号に新年度予算、10月号に財政健全化にかかる指標、11月号に町職員の給与状況と決算を掲載します。町ホームページに予算・決算・事業計画の概要・財政健全化にかかる指標等を随時公開します。 当初予算書・事業計画の概要は図書館及び各地区公民館へ配布します。

(※)パブリックコメント 自治体の主要な施策や条例等の立案にあたって、その趣旨や内容などを広く住民に公表して意見を求め、寄せられた意見を参考にして最終的な意思決定を行うこと

## 主要施策 2 男女共同参画社会の推進

### 主要事業 2-1 男女共同参画推進計画の策定

具体的方策	男女が社会の構成員として、あらゆる分野においてそれぞれの個性と能力を発揮し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画プラン推進と、第2期プランの策定を行います。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)

1-①	第2期男女共同参画推進プランの策定(平成24年度)
目的	男女共同参画社会の実現に向けて諸施策を展開し、未来につながるまちづくりを進めます。
概要	男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画プランの推進と、第2期プラン策定を行います。

### 主要事業 2-2 男女共同参画リーダー育成事業

具体的方策	地域における男女共同参画推進のため、リーダー育成機会への派遣や研修会の開催、審議会等への女性の積極登用等を進めます。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
2-①	男女共同参画リーダー育成(平成24年度～28年度)
目的	指導者の養成を推進し、男女共同参画社会の確立に向けた社会意識の高揚を図ります。
概要	県等が主催する男女共同参画リーダー育成機会の情報提供や派遣推進、研修会の開催を推進します。また、審議会等への女性の積極登用を進めます。

### 主要事業 2-3 男女共同参画啓発事業

具体的方策	男女共同参画社会の実現をめざした意識啓発を行うため、さまざまな分野・団体等と連携しながら、町民等を対象とした講演会・研修会の開催を推進します。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
3-①	講演会・研修会の開催推進及び広報(平成24年度～28年度)
目的	社会のさまざまな場面での学習機会設定・参加促進及び広報を通して、男女共同参画社会の確立に向けた住民意識の高揚を図ります。
概要	町内教育関係機関・福祉関係機関等、各種分野・団体との連携のもとに男女共同参画に関連した講演会等を開催及び開催奨励します。また、広報紙・TCC等を活用して幅広く広報活動を展開し、社会意識の高揚を図ります。

## 主要施策 3 国際・国内交流の推進

### 主要事業 3-1 国際交流推進事業

具体的方策	国際交流を推進するため、国際交流員・国際交流コーディネーターを設置し、外国語指導助手の招致、児童、生徒の海外への研修派遣を行います。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)

1-①	<b>国際交流推進事業(平成24年度～28年度)</b>
目的	町民が主役の地域づくりの実現を図ります。
概要	交流先である韓国の蔚珍(ウルジン)郡、麒麟(インジェ)郡との相互訪問等を通して、相互理解、友好交流を促進します。
1-②	<b>国際交流コーディネーター配置事業(平成24年度～28年度) (新規)</b>
目的	国際交流コーディネーターを配置します。
概要	国際交流員設置事業の見直しを図り、国際交流コーディネーターを配置します。これまで行っていた交流先との連絡調整のほか、国際観光(インバウンド、アウトバウンド(※)の対応)や、韓国市場へ販路拡大を計画する企業・事業所への協力等を行い、国際社会に対応するまちづくりを行います。
1-③	<b>語学指導外国青年招致事業(平成24年度～28年度) (再掲)</b>
目的	言葉、文化、習慣の違いを認識し、国際感覚の高揚を図ります。
概要	外国語指導助手を招致し、小中学生の語学力を高めるとともに、町民の外国文化を知る機会をつくれます。

(※)インバウンド・アウトバウンド インバウンドは外国人旅行者を自国へ誘致すること。アウトバウンドとは外へ出ていく旅行、一般的に海外旅行をさす

### 主要事業 3-2 ふるさと交流事業

具体的方策	国内の他の自治体や各種団体、県外在住の町出身者との交流を活性化するため、ゆかりのある自治体と交流を進めるとともに、各種団体との意見交換会や町出身者に対する情報の収集・提供を行います。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
2-①	<b>交流ネットワーク事業 (平成24年度～28年度)</b>
目的	町出身者との交流を図り、町の活性化を図ります。
概要	琴浦会の会員相互の親睦や情報交換、会員からの情報の収集を行い、ふるさと琴浦の発展及び活性化を図ります。 「琴浦特産品振興会」で企画されている、魅力的な町内特産物を集めた「ことうら三味ふるさと便」を用いて、町内外に特産品をPR・販売促進を行います。また、旧町単位で分けられているセットを魅力あるセットに変更するよう運営主体である「琴浦特産品振興会」に提案します。あわせて、販売促進チラシの刷新を提案します。



## 主要施策 4 行財政運営の効率化

### 主要事業 4-1 電子ネットワーク化推進事業

具体的方策	電子ネットワーク化を推進し、セキュリティの確保等に留意しつつ、より効率的な行政業務を目指すとともに住民が行う申告や各種申込の効率化を図ります。	
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)	
1-①	電算機器の維持管理と自治体クラウドへの移行(平成24年度～28年度)(新規)	
目的	大規模災害発生時における行政情報のバックアップ確保及び法令改正に伴うプログラム改修費用の軽減を図ります。	
概要	行政システムにおける窓口業務等を、自治体クラウド(※)で共同利用する方策を検討します。また、既存の電算機器の管理、更新を適期に実施します。	
1-②	インターネット上の申告システムの利用(平成24年度～28年度)	
目的	行政業務の効率化と住民が行う申告や各種申込の効率化を図ります。	
概要	電子申告、電子入札制度の導入について検討を行います。また、国の電子申告整備事業を利用し、電子申告ができる環境を整備します。e-Tax、L-Taxなどのインターネットを利用した申告をPRし、多くの住民に利用を呼びかけます。	

(※)自治体クラウド 各自治体がサーバー機器を独自に所有して、税務、保険などの業務システムを使用するのではなく、複数の自治体が、データセンターにある共通のサーバーにネットワークで接続して、業務システムを共同利用できる環境のこと

### 主要事業 4-2 行財政運営適正化事業

具体的方策	行財政の適正な運営を図るため、行政評価制度の導入に向けて検討を行います。また、バランスシートを作成・公開します。	
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)	担当課
2-①	財源の確保(平成24年度～28年度)(新規)	
目的	新たな財源を捻出して、行財政の適正な運営を図ります。	
概要	町有財産の適正な処分を行うとともに、町が管理する施設・資産や町が発行する印刷物を企業に広告媒体として活用してもらい、財源の捻出に努めます。	
2-②	行財政改革の推進(平成24年度～28年度)	
目的	効率的な行財政運営を図るため、行財政改革を図り、健全な財政運営を進めます。	

概要	適正な財政運営を図るため、中・長期的な財政構造の問題点を把握し、大胆な行財政改革に取り組んでいきます。
2-③	バランスシート(貸借対照表)の作成・公開(平成24年度～28年度)
目的	分かりやすい財政状況を公表していくため、新たな公会計制度の整備を図り、バランスシートの作成・公開を進めます。
概要	新たな公会計制度の導入により作成される財務諸表が政策形成に有効に活用されるために、平成23年度にバランスシートを作成し、平成24年度から公開します。

### 主要事業 4-3 新庁舎の建設

具体的方策	事務能率と行政サービスの向上を図るため、OA化(※)に対応した新町のシンボルにふさわしい近代的・合理的で耐震性を持った災害時の拠点ともなりうる庁舎を建設します。 また、庁舎建設にあたっては、将来展望に立った総合的な整備計画を策定します。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
3-①	新庁舎の建設(平成24年度～25年度)
目的	行政サービスの向上及び住民の利便性の向上を図るとともに、事務効率の向上を図ります。
概要	耐震性を備え、OA化に対応した庁舎を建設することにより、行政サービスの向上を図ります。

(※)OA化 事務部門において、パソコン等の電子機器を使って事務作業の効率化や生産性向上を目指すための各種の取組み。オフィスオートメーション(office automation)の略称

### 主要事業 4-4 鳥取大学との連携事業

具体的方策	鳥取大学の教育・研究及び社会貢献事業と地域活性化の推進を図るため相互に連携・協力を行います。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
4-①	鳥取大学との連携事業(平成24年度～28年度)(新規)
目的	鳥取大学の持つ「知の財産」を活かし、町の幅広い分野での活性化を図ります。
概要	町の活性化を図るため「知と実践の融合」を教育研究の理念に掲げる鳥取大学と幅広い分野で連携し、活力あるまちづくりを推進します。

### Ⅲ 第一次琴浦町総合計画基本計画（後期計画）における数値目標

#### 基本施策 1 未来をひらく地域産業のまちづくり

##### 主要施策 1 農林水産業の振興

主要事業名	目標の設定項目	基準値 平成23年度	目標値 平成28年度
1-1 畜産果樹野菜振興対策事業	飼養頭羽数 肥育牛 乳牛 ブロイラー 豚	6,055頭 3,388頭 111万羽 12,785頭	6,100頭 3,400頭 130万羽 13,000頭
	梨の新品種の栽培面積 梨の販売目標金額	6ha 10億4千万円	12ha 11億円
	主要品目の作付面積 ブロッコリー 白ねぎ ミニトマト スイカ 芝	(H22)43ha (H23)26.5ha (H23)8.4ha (H23)13.5ha (H23)305ha	57.4ha 25.3ha 10ha 35ha 298ha
1-2 農林業基盤整備事業	農地・水保全管理支払交付金事業に取り組む組織数	48	60
	中山間直接支払交付金事業取組集落協定数	28	28
	農地の利用集積面積	50ha/年	50ha/年
	遊休荒廃農地解消面積	5ha	20ha
1-3 「地産地消」強化促進事業	観光農園等実施戸数	3カ所	5カ所
	道の駅「ポート赤碕」、「物産館ことうら」来館者数	30,633人	60,000人
	「物産館ことうら」チャレンジショップ利用団体数	1件/年	10件/年
	町内小学校における梨の栽培体験学習の実施割合	87.5%	100%
1-4 担い手育成対策事業	認定農業者 新規就農者(後継者含む)	175人 1人/年	200人 2人/年
1-5 特産品研究プロジェクト事業	完熟梨の販売 農商工連携施設整備の支援	(H22)46ケース/10kg -	12,000ケース/10kg 1件
1-6 有機栽培の里づくり推進事業	有機農産物の栽培面積	27.6ha	30ha
1-7 沿岸漁業整備促進事業	新規漁業就業者	0人	1人

## 主要施策 2 商工業の振興

主要事業名	目標の設定項目	基準値 平成23年度	目標値 平成28年度
2-1 企業体質強化、販売流通拠点の形成事業	町商工会組織率 関西圏への販路拡大に向けて定番商品出展企業	67.3% 7社	70%以上 12社
	コミュニティビジネス事業化の可能性の検証	-	1件

## 主要施策 3 観光振興対策

主要事業名	目標の設定項目	基準値 平成23年度	目標値 平成28年度
3-1 観光ビジョンの策定	観光客入込み数(5カ所) 着地型観光メニューの開発	556,086人 1カ所	650,000人 2カ所
3-2 観光情報発信事業	観光ガイド活動人数(延べ) マスコミの取材件数 道の駅・物産館ことうら来館者数 物産館ことうらチャレンジショップ利用	58人 13件 30,633人 1件/年	150人 年間10件 60,000人 10件/年
3-3 景観まちなみ整備事業	光地区の土蔵等建築物の修景 光地区の観光案内を行う観光ボランティア登録者	7件 1人	45件 3人
	鏝絵・なまこ壁を活用した観光商品の開発	-	3点

## 主要施策 4 雇用対策

主要事業名	目標の設定項目	基準値 平成23年度	目標値 平成28年度
4-1 企業誘致事業	「下郷森藤団地」に企業誘致	-	1社以上
4-2 企業育成活動	雇用促進奨励金 交付対象事業所数 雇用人数	(H21~23)30事業所 (H21~23)88人	60事業所 正規雇用300人

## 基本施策 2 自然と共に生きる環境のまちづくり

### 主要施策 1 道路の整備

主要事業名	目標の設定項目	基準値 平成23年度	目標値 平成28年度
1-1 主要幹線道路整備事業	山陰道琴浦東ICに接続する主要地方道東伯野添線、県道福永由良線(上郷地区)の整備、県道船上山赤碕線(赤碕金屋)の道路改良、道路・橋梁等の適切な維持管理		
	町赤碕駅南線、町道中尾二軒屋2号線 土木愛護ボランティアの育成	- -	平成26年度中供用開始 20団体

### 主要施策 2 公共交通対策

主要事業名	目標の設定項目	基準値 平成23年度	目標値 平成28年度
2-1 公共交通利用促進	町営バス利用者数	116,218人	200,000人

### 主要施策 3 市街地(町並み)の整備

主要事業名	目標の設定項目	基準値 平成23年度	目標値 平成28年度
3-1 美しい琴浦まちなみづくり事業	土木愛護ボランティアの育成 花づくりコンクール応募団体	- 20団体	20団体 30団体

### 主要施策 4 地域情報化対策

主要事業名	目標の設定項目	基準値 平成23年度	目標値 平成28年度
4-1 地域情報化対策事業	農村多元情報連絡施設(CATV)の適切な管理運営		
	TCBインターネット加入率	27.4%	50%

### 主要施策 5 住宅・住環境の整備

主要事業名	目標の設定項目	基準値 平成23年度	目標値 平成28年度
5-1 住宅施設整備事業	町営住宅38戸の計画的な改善・改修の実施 町営住宅497戸、県営住宅30戸の適切な維持管理		
	きらりタウン赤碕(全体区画数:174) 契約区画数	75区画	125区画 (10区画/年)
	槻下団地(全体区画数:91) 契約区画数	63区画	28区画

主要事業名	目標の設定項目	基準値 平成23年度	目標値 平成28年度
5-2 移住・定住 対策(新規)	空き家登録件数 空き家入居件数 お試し住宅整備 お試し体験移住者の確保 何らかの支援を受けて町外から町内に 移住した世帯数	27件 3件 - - 8世帯	37件(毎年2件増加) 10件(毎年2件) 1戸 年間4組以上 8世帯

### 主要施策 6 公園・緑地の整備

主要事業名	目標の設定項目	基準値 平成23年度	目標値 平成28年度
6-1 市街地公園 整備事業	町内の都市公園5カ所の適切な維持管 理		

### 主要施策 7 上水道・下水道の整備

主要事業名	目標の設定項目	基準値 平成23年度	目標値 平成28年度
7-1 上水道整備 事業	上水道有収率	(H22) 72.9%	76%
7-2 下水道整備 事業	公共下水道 整備率(面積整備) 普及率(人口整備) 浄化槽整備区域における浄化槽設置 数	54.9% 66.6% (H22) 37基	74% 90% 107基

### 主要施策 8 環境衛生とリサイクル対策の充実

主要事業名	目標の設定項目	基準値 平成23年度	目標値 平成28年度
8-1 環境衛生促 進事業	一般家庭におけるごみ排出量 ごみのリサイクル率 アダプトプログラム制度登録団体数	(H21) 543g/日 27.2% -	518g/日(5%減) 30% 20団体

### 主要施策 9 防災・消防・救急・国民保護体制の充実

主要事業名	目標の設定項目	基準値 平成23年度	目標値 平成28年度
9-1 防災・消防・ 救急対策推進事 業	災害時の拠点施設の整備 女性消防団員の充実 自主防災組織の組織率	- 6人 24%	平成25年度に整備 15人 50%
9-2 除雪対策	積雪時の生活道路の確保		
	自走式除雪機整備	8台	20台(10台/2カ年)

### 主要施策 10 交通安全・防犯体制の充実

主要事業名	目標の設定項目	基準値 平成23年度	目標値 平成28年度
10-1 交通安全施設の整備、交通安全の啓発	年間交通事故死者数 年間交通事故死傷者数 交通災害共済加入者数	(H22)4人 (H22)62人 13,328人	0人 50人以下 13,500人
10-2 防犯安全対策事業	防犯に関する広報・啓発活動の実施		

### 主要施策 11 自然・歴史的環境の保全

主要事業名	目標の設定項目	基準値 平成23年度	目標値 平成28年度
11-1 自然景観保全事業	観光客の増加 一向平・大山滝 船上山少年自然の家	11,080人 28,323人	12,000人 30,000人

### 主要施策 12 治山・治水・海岸保全と港湾・海岸整備

主要事業名	目標の設定項目	基準値 平成23年度	目標値 平成28年度
12-1 山林等荒廃防止対策事業	松くい虫防除事業 特別防除(空中散布等)及び伐倒駆除実施面積	177ha	177ha
12-2 水害・土砂災害防止対策事業	河川抜開、河床掘削、河床整理の実施、砂防整備事業については未整備地区の解消		
	治山調査の実施	-	1地区
12-3 急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊対策事業の実施	-	4カ所
12-4 港湾・海岸整備事業	砂飛防止柵の設置(八橋地区) 浸食対策の一環としてサンドリサイクルの実施(逢東地区)	1地区 1地区	1地区 1地区

### 主要施策 13 地球温暖化対策の推進

主要事業名	目標の設定項目	基準値 平成23年度	目標値 平成28年度
13-1 自然との共生事業	住宅用太陽光発電システム設置件数 小水力発電施設の整備	64件 -	214件(30件/年) 1カ所以上

### 主要施策 14 国土調査事業の推進

主要事業名	目標の設定項目	基準値 平成23年度	目標値 平成28年度
14-1 地籍調査事業	国土地籍調査進捗率	40.15%	48.00%

## 基本施策 3 健やかで思いやりのあるまちづくり

### ～ 1) 保健、医療、福祉の充実 ～

#### 主要施策 1 保健・医療の充実

主要事業名	目標の設定項目	基準値 平成23年度	目標値 平成28年度
1-1 健康づくりと 予防保健事業	がん検診受診率 部落健康教室の3年間未実施部落 定期予防接種の接種率 高齢者インフルエンザ予防接種の接種 率 朝食摂取率 3歳児 母親 父親 健康増進を推進するための温水プールの 建設 町民体力づくり運動の推進 スポーツ講習会の参加者数 スポーツ教室の開催回数	(H22)27.6% 88部落  (H22)95% (H22)69% 97.2% 88.8% 62.2% -  700人 15回/年	35% 73部落  95% 75% 100% 95% 80% 1カ所  1,200人 20回/年
1-2 母子保健の 充実	各種健康診査受診率 各種相談事業参加率	96% 60%	96% 60%
1-3 地域医療体制の 充実	町内で基本的な診療がまかなえる医療 機関体制の充実、現在の休日夜間の救 急医療体制を維持 救急車医師同乗システムについては山 陰道の開通効果を検証後、平成25年 度に見直し		
1-4 医療費の助 成	申請漏れによる不利益が生じないよう適 切に周知		

#### 主要施策 2 地域福祉の充実

主要事業名	目標の設定項目	基準値 平成23年度	目標値 平成28年度
2-1 地域支え合 い事業	町社会福祉協議会ボランティアセン ター 登録団体数 登録者数	20団体 75人	23団体 100人
2-2 生活困窮者 の自立支援	各世帯の実情に応じた自立支援強化 策による、保護脱却世帯の増加		

#### 主要施策 3 高齢者の生きがい対策、福祉の充実

主要事業名	目標の設定項目	基準値 平成23年度	目標値 平成28年度
3-1 高齢者の社 会参加の推進	高齢者クラブ 組織数 会員数 琴浦町シルバー人材センター登録人数	47組織 2,782人 154人	50組織 2,900人 180人



主要事業名	目標の設定項目	基準値 平成23年度	目標値 平成28年度
3-2 元気高齢者の支援	ふれあいサークル実施集落数 高齢者サークル登録数 寿大学一般教養コースの1講座あたり参加人数	21集落 61サークル 70人	31集落 100サークル 90人以上
3-3 在宅福祉の充実	介護保険認定率	18.1%	17.6% (年0.1%減)

#### 主要施策 4 児童福祉・子育て支援対策の充実

主要事業名	目標の設定項目	基準値 平成23年度	目標値 平成28年度
4-1 子育て支援対策の充実	子育て支援センター 施設数 年間利用者数 子育て講座 ファミリー・サポート・センター 登録会員数 年間利用件数(のべ)	4カ所 (H22)のべ11,040人 52回	5カ所 のべ12,000人 60回
4-2 保育事業の推進	休日保育事業の実施施設数 病後児保育事業の実施施設数 病児保育事業の実施施設数	1カ所 1カ所 -	1カ所 2カ所 1カ所
4-3 保育園の整備	適正規模の保育園整備		
4-4 子ども等に対する虐待対策	児童虐待、ドメスティック・バイオレンス被害等の早期発見と迅速な支援		

#### 主要施策 5 障がい者(児)福祉の充実

主要事業名	目標の設定項目	基準値 平成23年度	目標値 平成28年度
5-1 障がい者在宅福祉の推進	福祉施設等から一般就労への移行	(H22)3人	10人以上 (毎年2人以上)
5-2 バリアフリーのまちづくり	あいサポーター研修受講者数の増加		

#### 主要施策 6 母子・父子福祉の充実

主要事業名	目標の設定項目	基準値 平成23年度	目標値 平成28年度
6-1 母子・父子家庭への支援	ひとり親家庭の生活の安定と向上		

～ 2) 人権意識の高揚 ～

主要施策 7 人権意識の高揚

主要事業名	目標の設定項目	基準値 平成23年度	目標値 平成28年度
7-1 人権尊重の まちづくり	「人権・同和教育に関する意識調査」における人権のイメージについての設問で、「自分に関係が深いと思う」の回答割合	(H21) 45.5%	50.1% (H21調査比10%増)
7-2 人権・同和 教育推進体制の 整備・充実	人権・同和教育部落懇談会事前研修会の参加者数	(H22) 442人	464人以上 (H22年度比5%増)
7-3 人権施策・ 同和対策事業の 推進	部落解放文化祭来館者数(2館合計)	(H22) 2,403人	2,523人以上 (H22年度比5%増)
7-4 配偶者等か らの暴力被害者 相談事業	ドメスティック・バイオレンス被害の早期 発見と迅速な支援		
7-5 在住外国人 の支援	交流会、日本語クラス等開催による生活 の質の向上		

## 基本施策 4 誇り高く心豊かな人を育むまちづくり

### 主要施策 1 幼児教育の充実

主要事業名	目標の設定項目	基準値 平成23年度	目標値 平成28年度
1-1 幼児教育の推進啓発	保・小連絡会の定期的な開催により子どもの課題の共通認識と解決に向けた連携		
1-2 交流連携	保小中学校の連携強化(認定こども園、保育園等への訪問を通じた「学びの基礎」の定着)		

### 主要施策 2 学校教育の充実

主要事業名	目標の設定項目	基準値 平成23年度	目標値 平成28年度
2-1 教育環境の整備	小学校統合プラン推進	8小学校	5小学校
2-2 確かな学力の向上	児童生徒の生活や学力の実態把握に努め、学力の向上を図る。特別支援教育の充実		
2-3 人権・同和教育の推進	人権教育主任会等による連携強化 町共通項目に基づく年間指導計画の見直しの継続実施		
2-4 教育相談	不登校(傾向)児童生徒数や問題行動の減少		
2-5 地域に根ざした教育活動	ボランティアのコーディネーターを各校に配置し、学校支援ボランティアを有効に活用 ボランティア活動人数(年間)	のべ2,046人	のべ2,500人

### 主要施策 3 生涯学習の充実

主要事業名	目標の設定項目	基準値 平成23年度	目標値 平成28年度
3-1 地域と連携した社会教育の推進	花づくりコンクール応募団体数 放課後子ども教室推進事業参加者数(子ども、指導者、ボランティア含む)	20団体 年間のべ1,100人	30団体 年間のべ2,000人
3-2 生涯にわたる学習機会の提供	生涯学習センター展示(作品展出品団体)の増加 寿大学 一般教養コースの1講座あたり参加人数 家庭教育講座参加者数(年間)	(H22)11団体 70人 のべ430人	13団体 90人以上 のべ480人
3-3 公民館活動の促進	公民館活動参加者数(年間)	のべ41,000人	のべ50,000人以上
3-4 図書館活動の充実	図書等年間貸出冊数 学校図書館への年間貸出総数	146,011冊 4,820冊	150,000冊以上 7,230冊 (H22実績の1.5倍)

#### 主要施策 4 人権・同和教育の充実

主要事業名	目標の設定項目	基準値 平成23年度	目標値 平成28年度
4-1 人権・同和教育の推進啓発	差別をなくする町民のつどい参加者アンケートの満足度	(H22)82.8%	常時80%以上
4-2 人権・同和教育の学習内容の充実	「人権・同和教育に関する意識調査」における過去5年間の研修会等への参加回数についての設問で、「参加した」の回答割合	(H21)63.3%	66.5% (H21調査比5%増)
4-3 同和問題解決に向けた教育啓発	「人権・同和教育に関する意識調査」における同和問題の解決方法についての設問で、「自分の問題としてとらえて行動する」の回答割合(複数回答)	(H21)46.2%	50.82% (H21調査比10%増)

#### 主要施策 5 地域文化の振興

主要事業名	目標の設定項目	基準値 平成23年度	目標値 平成28年度
5-1 文化財の保存継承	有形・無形文化財の保護及び活用		
	町保護文化財の新規指定件数	-	5件増加
5-2 地域文化の振興	文化協会所属会員数 カウベルホールの利用者数	250人 15,000人	300人 18,000人

#### 主要施策 6 スポーツ・レクリエーションの振興

主要事業名	目標の設定項目	基準値 平成23年度	目標値 平成28年度
6-1 社会体育施設の整備	社会体育利用施設の適切な維持管理		
6-2 スポーツ・レクリエーションの推進啓発	スポーツ講習会・教室 開催回数 のべ参加者数	年間15回 700人	年間20回 1,200人

## 基本施策 5 住民が自らつくる活力あるまちづくり

### 主要施策 1 住民参画・地域活動の推進

主要事業名	目標の設定項目	基準値 平成23年度	目標値 平成28年度
1-1 自治基本条例の制定	自治基本条例の制定、町長への提言	-	平成25年度実施
1-2 地域づくり活動支援事業	NPO法人の登録数	5	8
1-3 情報共有の推進	町公式ホームページアクセス件数	156万件	170万件

### 主要施策 2 男女共同参画社会の推進

主要事業名	目標の設定項目	基準値 平成23年度	目標値 平成28年度
2-2 男女共同参画リーダー育成事業	国の調査対象となる審議会・委員会委員の女性登用率	29.3%	40%以上
2-3 男女共同参画啓発事業	町民意識調査における男女共同参画社会を「よく知っている」「少しは中身を知っている」回答率の合計	48.9%	60%以上

### 主要施策 3 国際・国内交流の推進

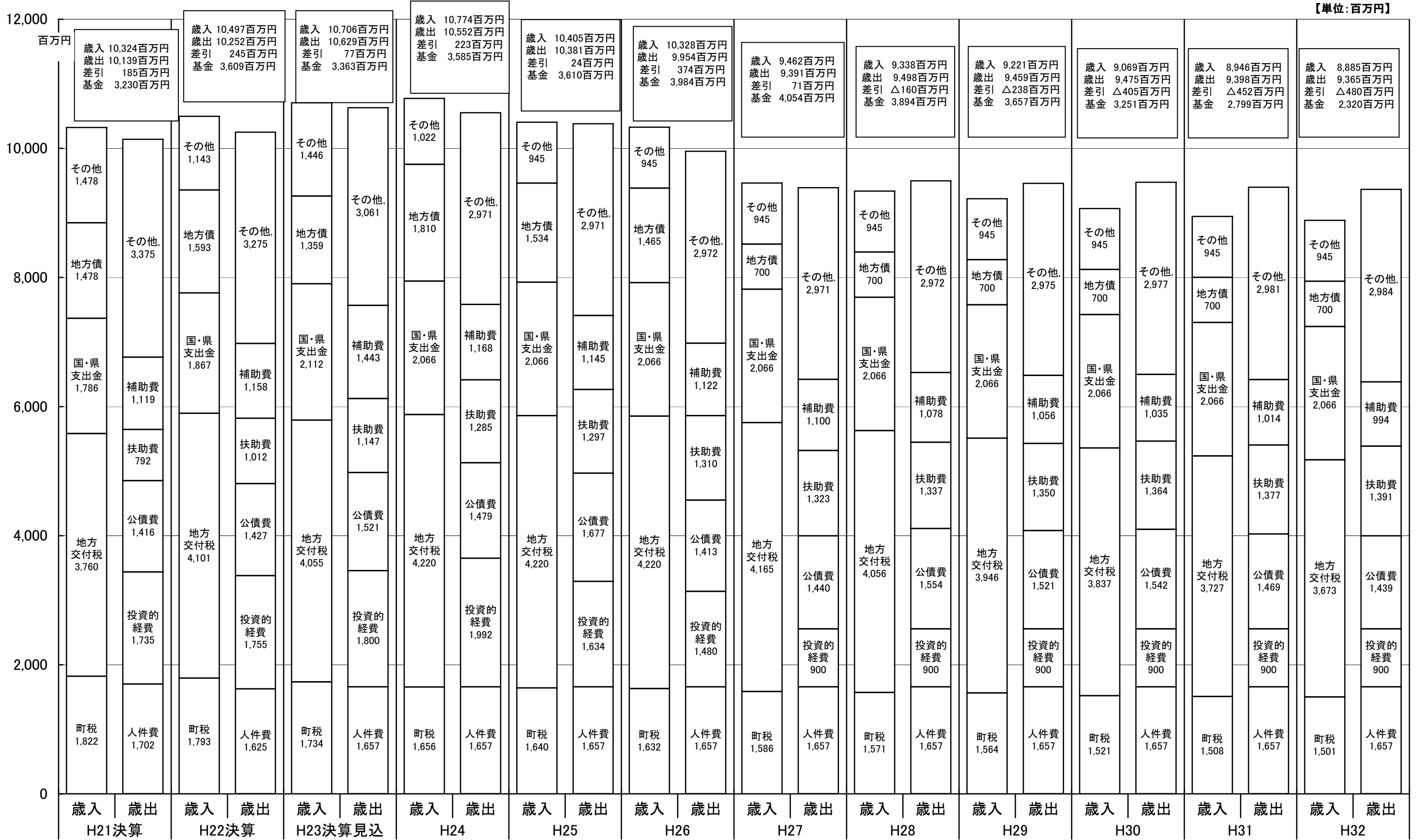
主要事業名	目標の設定項目	基準値 平成23年度	目標値 平成28年度
3-1 国際交流推進事業	国際交流コーディネーター配置による経済活動を視野に入れた国際交流活動の実施		
3-2 ふるさと交流事業	琴浦会会員数 ことら三昧ふるさと便注文数	126人 605個	126人 800個

### 主要施策 4 行財政運営の効率化

主要事業名	目標の設定項目	基準値 平成23年度	目標値 平成28年度
4-1 電子ネットワーク化推進事業	電算機器の適正な維持管理 電子申請、電子入札の検討		
4-2 行財政運営適正化事業	行財政改革年次別実施計画の着実な実施		
4-3 新庁舎の建設	新庁舎建設、保健センター改修、議会棟改修、車庫棟新設、外構工事の実施	-	平成25年度完成
4-4 鳥取大学との連携事業	鳥取大学の持つ「知の財産」を活用し、町の幅広い分野での活性化		

# IV 琴浦町普通会計財政推計

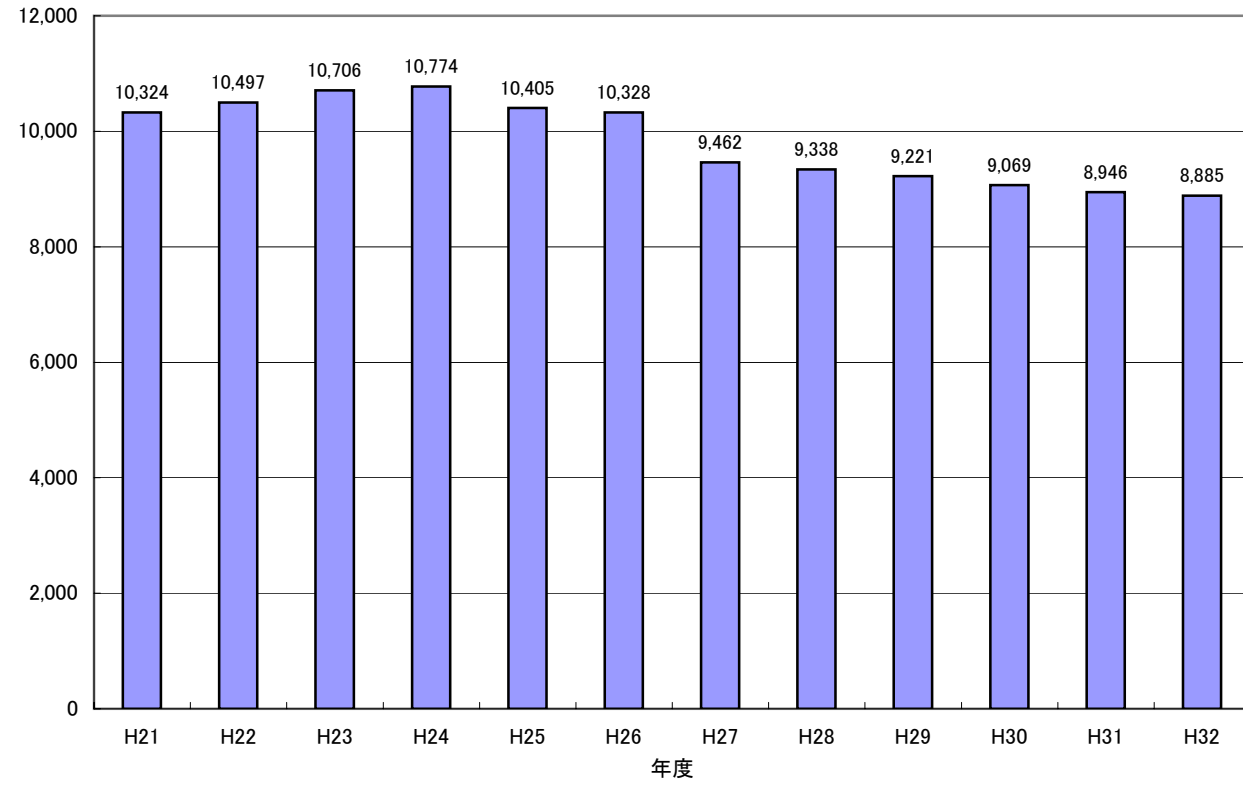
【単位:百万円】



※ 平成24年度以降の財政推計は、国・県の政策変更等により、歳入・歳出が大きく変化する要素を含んでいるものとあります。  
 ※ 平成24年度以降の基金残高は、平成23年度の基金残高に歳入歳出を加減した額であります。また、四捨五入の関係で計算が合わない場合があります。

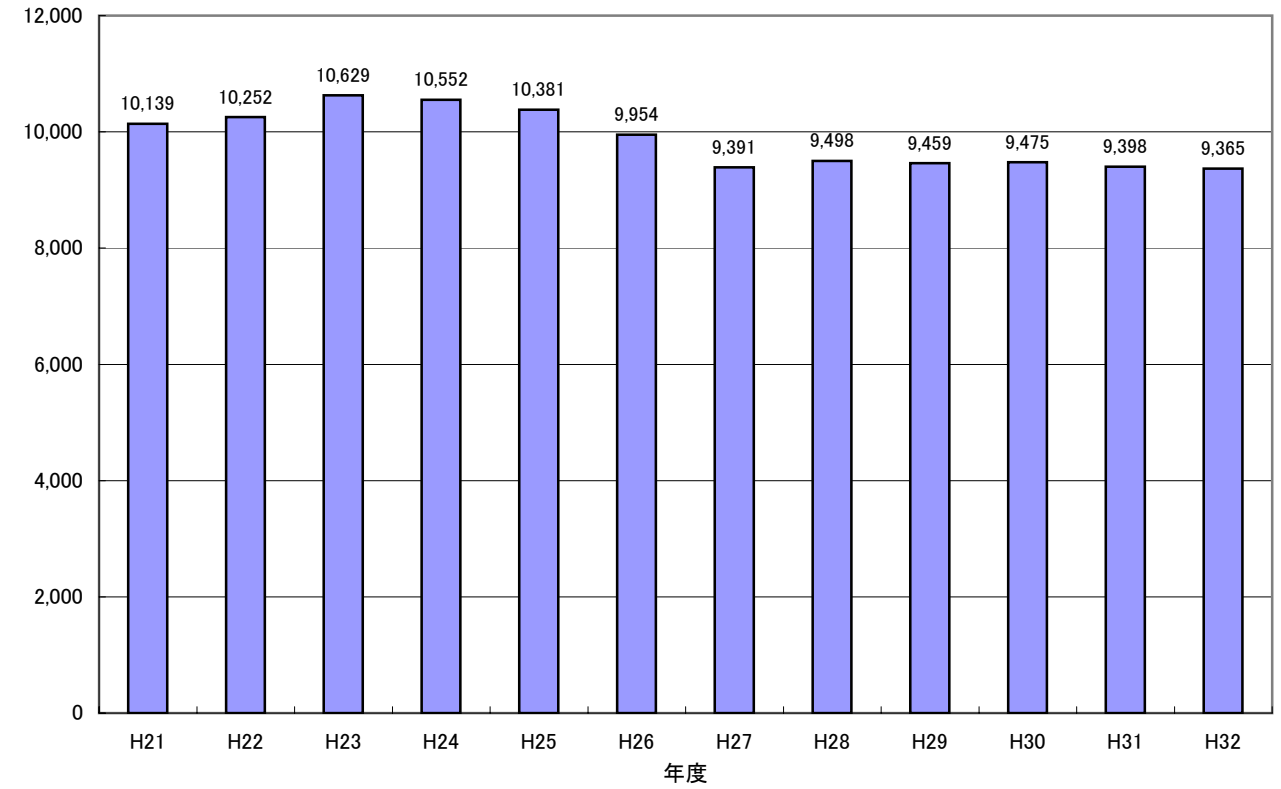
総額

歳入の推計(単位:百万円)



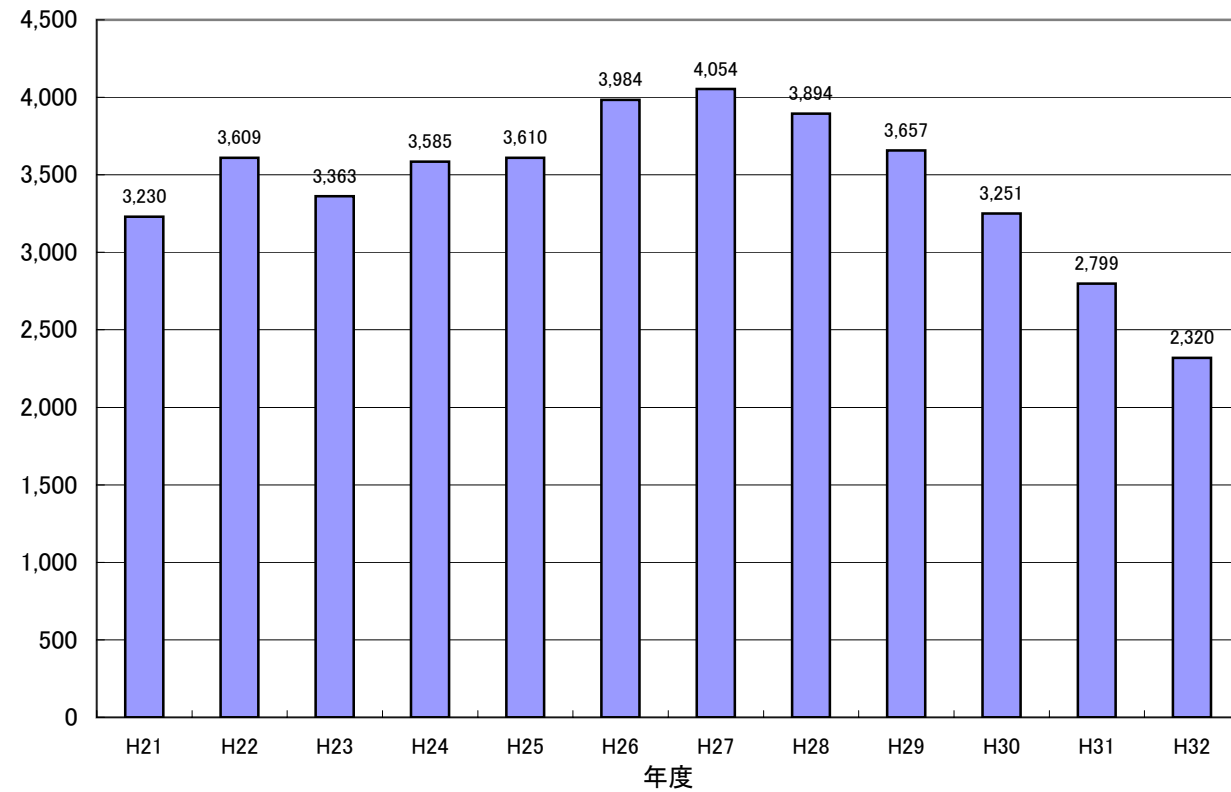
総額

歳出の推計(単位:百万円)

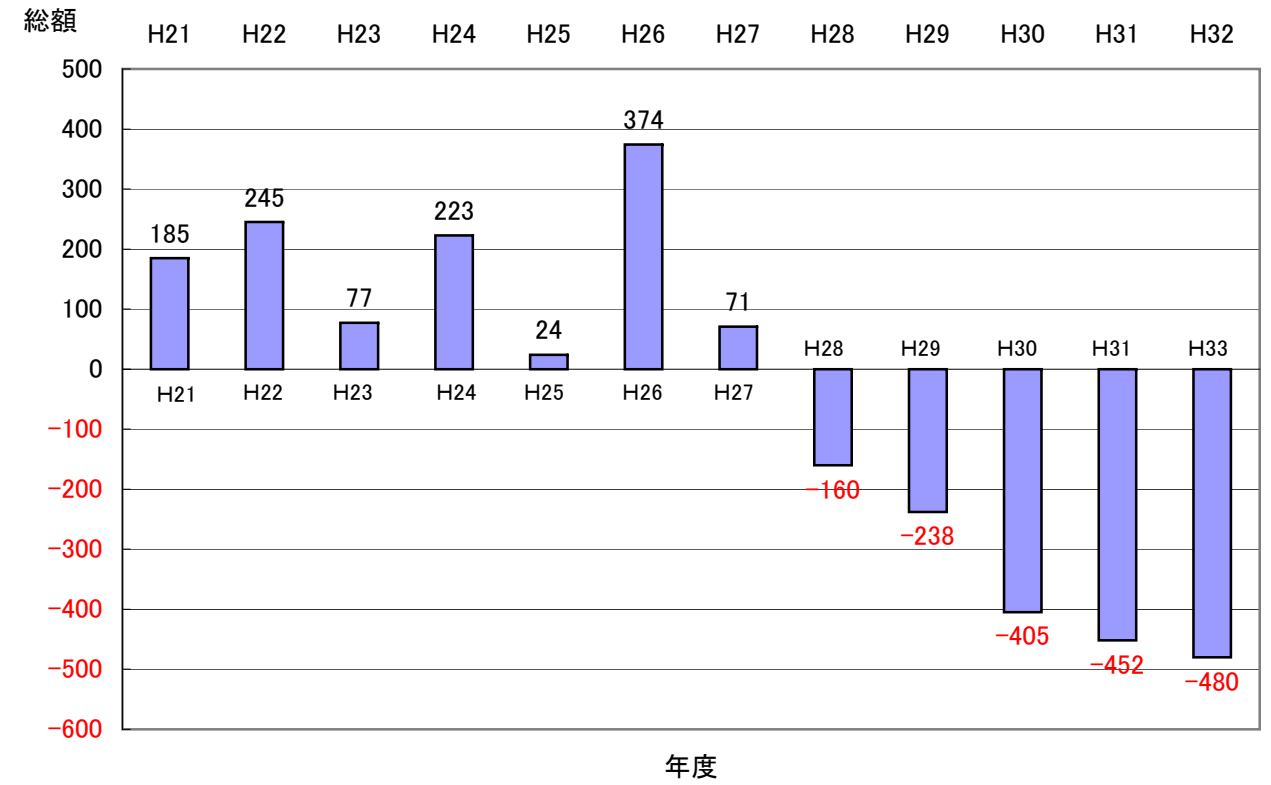


総額

基金残高の推計(単位:百万円)



歳入歳出差引の推計(単位:百万円)



## 平成24年度以降の財政推計の考え方

### 【 歳 入 】

#### ＜ 町 税 ＞

町税は、平成21年度決算額 1,821,655 千円、対前年度比△91,232 千円。平成22年度決算額 1,793,157 千円、対前年度比△28,498 千円。平成23年度決算見込額 1,734,075 千円、対前年度比△59,082 千円と下げ止まる様子がない。中でも固定資産税の落ち込みが激しく平成 24 年度の評価替えでは、今年度の決算見込額 1,002,834 千円に対し約 4.3% (△43,122 千円) の減額が見込まれ、その後の中間年においても約 1% の減額を見込み推計を行った。

町民税や軽自動車税に関しては横ばいに推移し、タバコ税は 5% 程度の減額を見込んで推計した。

#### ＜ 地方交付税 ＞

普通地方交付税は、平成23年度決算額 3,793,683 千円に総務省の地方財政の見通しを参考にして、対前年度 0.5% の増額 3,810,000 千円を平成24年度～26年度の推計値とした。平成 27 年度以降は、合併一本算定による減額(平成27年度対前年比△55,000 千円、平成28年度同△164,000 千円、平成29年度同△274,000 千円、平成30年度同△383,000 千円、平成31年度同△493,000 千円、平成32年度同△547,000 千円)を見込んで推計した。

特別交付税は、例年 320,000 千円～330,000 千円で推移していたが、平成22年度は豪雪の関係で 396,614 千円と急増した。しかし、平成23年度以降は東日本大震災の影響で激減することが予想されるため、ルール分 110,000 千円と例年のその他分の約半分の 110,000 千円、それに平成24年度開設の福祉事務所分を 190,000 千円加えた計 410,000 千円で推移するものとした。

#### ＜ 国・県支出金 ＞

国・県支出金は平成22年度の決算額に、福祉事務所に係る補助金である国支出金 196,000 千円、県支出金 2,400 千円を加算した額 2,066,000 千円で推移するものとした。



#### ＜ 地方債（※1）＞

地方債は、総合計画の年度ごとの実施事業をもとに平成24年度～平成26年度を推計し、平成27年度以降は普通交付税の減額を考慮して必要最小限の借入額700,000千円として推計した。

（※1）地方債：地方自治体等が建設事業等を行う際、財源として国や銀行から借り入れる借金

#### ＜ その他＞

その他の歳入の主なものとしては、地方譲与税及び各交付金、諸収入で、平成23年度決算見込額で推移するものとした。

### 【 歳 出 】

#### ＜ 人件費＞

人件費は、職員の退職、採用等の関係があるが、平成23年度の決算見込額を最大と考え、同額で推計した。

#### ＜ 投資的経費（※2）＞

投資的経費は、総合計画の年度ごとの実施事業をもとに平成24年度～26年度の事業費を推計し、平成27年度以降は普通交付税の減額を考慮して必要最小限の事業費900,000千円を推計した。

（※2）投資的経費：その支出が資本形成に向けられ、施設等として将来に残るものに支出される経費。道路整備事業、新庁舎建設事業など

#### ＜ 公債費（※3）＞

公債費は、借入済みの地方債の元利償還金に平成23年度借入に伴う額を加算し、平成24年度以降の借入額に対しては、元金3年据え置き20年償還、借入利率1.7%で元利償還金を計算した額を加算して推計した。

（※3）公債費：地方債として借り入れた借金の元利償還額

#### ＜ 扶助費（※4）＞

扶助費は、平成21年度～平成23年度の平均額に福祉事務所関係を310,000千円

加算して、平成24年度の推計値とした。平成25年度以降は、近年の傾向を考慮して毎年1%増加するものとして推計した。

(※4) 扶助費: 社会保障制度の一環として、各種法令等で被扶助者に対して生活維持のために支出される経費。生活保護費、子どものための手当など

#### ＜ 補助費(※5) ＞

補助費は、平成23年度の額から当該年度の特種要因(土地改良区繰上償還事業補助金 214,380 千円)を除き、平成21年度～平成23年度の平均額を平成24年度の推計値とし、平成25年度以降は、交付税の一本算定に備え毎年2%の削減を実施するものとして推計した。

(※5) 補助費: 主に予算書上の節の負担金、補助及び交付金に分類される経費で、各種団体への補助金やふるさと広域連合負担金など

#### ＜ その他 ＞

その他の主な経費として物件費(※6)は、平成21年度～平成23年度の平均額約1,520,000 千円を平成24年度の推計値とし、平成25年度以降は、交付税の一本算定に備え毎年2%の削減を実施するものとして推計した。

繰出金(※7)は、下水道事業が完了予定の平成32年度までは、元利償還金の増加が見込まれる。また、国民健康保険事業の医療費も増加傾向にあるため、平成23年度決算見込額に毎年 30,000 千円を増額して推計した。

(※6) 物件費: 賃金、需用費(消耗品費、光熱水費等)、役務費(通信運搬費、手数料等)、備品購入費など

(※7) 繰出金: 一般会計から、それ以外の特別会計へ支出される経費

●財政推計では、平成28年度から収支の赤字が予想されますが、歳入確保、歳出削減を図り健全な財政運営が行えるよう努めてまいります。